

第七十一回国会

参議院社会労働委員会会議録第二十一号

昭和四十八年八月二十八日(火曜日)
午後三時十八分開会

委員の異動

八月二十一日

小笠原貞子君

補欠選任

沓脱タケ子君

八月二十三日

川野辺 静君

補欠選任

増田 盛君

八月二十四日

寺下 岩蔵君

補欠選任

川野辺 静君

増田 盛君

寺下 岩蔵君

出席者は左のとおり。

委員長

大橋 和孝君

理事

玉置 和郎君

委員

石本 茂君

上原 正吉君

川野辺 静君

斎藤 十朗君

塩見 俊二君

高橋文五郎君

寺下 岩蔵君

藤原 道子君

中沢伊登子君
沓脱タケ子君
齋藤 邦吉君
厚生 大臣 齊藤 邦吉君
厚生省年金局長 横田 陽吉君
社会保険庁年金 出原 孝夫君
保険部長
事務局側 常任委員会専門 中原 武夫君

本日の会議に付した案件
○健康保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○厚生年金保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○児童扶養手当法及び特別児童扶養手当法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(大橋和孝君) ただいまから社会労働委員会を開会いたします。
まず、委員の異動について御報告いたします。
去る八月二十一日、小笠原貞子君が委員を辞任され、その補欠として沓脱タケ子君が選任されました。

○委員長(大橋和孝君) この際、御報告いたします。
去る七月十七日、斎藤十朗君から提出されました健康保険法等の一部を改正する法律案、厚生年金保険法等の一部を改正する法律案、児童扶養手当法及び特別児童扶養手当法の一部を改正する法律案の四法案の質疑終局の動議は、理事会で取り扱いを協議することとなりおりましたが、本日、斎藤君から撤回する旨の申し出がございました。
なお、本日の理事会において、今後かくのごとき事態が起こらないよう努力する旨の申し合わせを行ないましたので、あわせて御報告をいたします。

金保険法等の一部を改正する法律案、日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案、児童扶養手当法及び特別児童扶養手当法の一部を改正する法律案の四法案の質疑終局の動議は、理事会で取り扱いを協議することとなりおりましたが、本日、斎藤君から撤回する旨の申し出がございました。

でございます。

御承知のように、わが国の社会保障制度は、戦後皆さま方の御協力も賜わりながら逐年制度の改正を見、発展をいたしてまいりましたが、内容的に西欧先進諸国に劣っているものが多々あるわけでございます。特に年金問題につきましては、西欧の先進諸国に比べまして、その中身において劣っているものが多いといわれてまいっておりますのでございます。すなわち、現行の国民年金法、さらにまた厚生年金法は、すでに御承知のように二万円水準の年金でございます。はたしてこれで現在の経済社会状況のもとにおいて老後の生活をささえるに足る額であろうかという大きな反省の上に立ちまして、西欧先進諸国並みに大幅にこれを引き上げる必要がある、かように私も考えまして、今回の法案の提案になったわけでございます。

○委員長(大橋和孝君) それでは、健康保険法等の一部を改正する法律案、厚生年金保険法等の一部を改正する法律案、日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案、児童扶養手当法及び特別児童扶養手当法の一部を改正する法律案、以上四案を一括議題とし質疑を行います。

すなわち、二万円水準の年金を五万円の水準年金に引き上げ、さらにまた、最近における物価等の変動等も激しい際でもございまして、物価変動に伴う貨幣価値の下落というものを防がなければならぬということ、すなわち物価スライド制というものを背景にもちながら五万円水準年金を実現したい、かように考えまして本案を提案いたしましたわけでございまして、私も一日も早く、健康保険法等の法律と相並びまして、この年金法の成立をいねがっておるような次第でございます。

○小笠原貞子君 年金の関係について質問をいたしますが、田中内閣発足以来、福祉優先ということ、特にこの年金には力を入れるという、また厚生大臣もしばしば国会等でそうした発言をなさってこられました。で、いろいろ事情があったにいたしましても、非常にこの年金の成立が長引いております。今日の時点において、厚生大臣としてこの年金問題に対する総括的な御意見、そしてまた、もう一つは、確かに年金が老人福祉のきわめて重要な部分ではあります、年金を含めた老人福祉対策全般について御所信を承りたい。

ところで、この五万円年金制度は、五万円の水準年金に高め、物価スライド制を背景として物価変動に伴う減価を防いでいこう、こういう考え方の所得保障の体系でございしますが、この所得保障だけで老人対策すべて終われりという考え方はございません。特に、老人はとかく何かしら病気がちな方々でございますので、こうした所得保障

と相まって、医療保障をできるだけ厚くしていくということが必要であると考えておるわけでございますが、すでに御承知のように、本年一月から七十歳以上の老人に対しては、老人医療無料化というものを施行、実現をいたしてまいりましたし、さらにまた、本年度の予算におきましては、六十五歳まで年齢を下げて、しかも、その方々は寝たきり老人の方々——寝たきり老人の方々につきましては、この十月だと思いますが、十月から老人医療無料化を施行して、いかなければならぬ。こういうふうなことで、所得保障、年金の改善と相まって、老人の医療について手厚い援護を行ない、同時にまた、身寄りのない方々、そうした方々につきましては、特別養護老人ホーム、その他の老人ホームを整備いたしまして、さらにまた、家庭に一人暮らしをしておられる方々にはホームヘルパー等の措置を講じながら、今日まで御苦労をなされた御老人の生活の安定のためにできるだけの努力をいたしておるような次第でございます。

しかし私どもは、もとよりこうした施策を進めておるわけですが、今後とも年金の充実と相まって、医療の問題、日常の生活の問題の上に皆さん方の御指導、御協力をいただきながら、万全の努力をいたしてまいりたい、こういうふうな考えておるような次第でございます。

○小平芳平君 たいへんそういうふうに、厚生大臣の説明を聞きますと、手厚い万般の施策がとられているように聞こえます。ところが、具体的に私はまだ、いまの老人医療の問題にいたしまして、そのほかの点にいたしまして、明らかにしたい点が数々ありますが、きょうは総括的な問題としまして、すでにこうした本会議でも委員会でも再三提起されている定年制と、定年退職と年金との結びつき、これなども、こんな不合理な制度では相ならぬということ、おそらく厚生省当局の人も、世間一般にも、当然のこととして受け取られておりながら、一体どれだけ改善をされているか、現状をひとつ事務当局から御説明いただきたい。

○政府委員(横田陽吉君) 定年制と年金の問題でございますが、原則的に申しますと、定年で働かなくなった場合には、それ以降は退職年金あるいは老齢退職年金でもって生活のおもなさえにする、こういうたてまえでございます。たとえば、厚生年金について申しますと、御承知のように、現在、厚生年金保険におきましては老齢退職年金は六十歳でございます。それに対して、大抵民間企業の定年制はおおむね五十五歳でございますので、その間に五歳程度の年齢の開きがある。この問題は非常に問題だと思っております。

ただ問題は、そういった場合に、厚生年金の支給開始年齢を定年制の現状の定年まで引き下げるか、あるいは定年の延長等の措置をあらゆる手段を講じて実現するか、そのいずれかの方法によってこの間隙を埋めるという以外に方法はないと思っておりますけれども、私ども厚生省といたしましては、労働省ともいろいろ随時協議をいたしまして、実際問題としては、定年をお過ぎになりまして、何らかの形で再雇用されておるといふ実態でございますので、むしろそういうことではなしに、定年自体をある程度延ばして、できるだけ早い機会に年金の支給開始年齢に合わせるようなそういった努力をしてまいりたいと思っております。

それから、ほかの公務員共済でございますが、地方公務員共済でございますとか、いろいろな共済グループがございますが、そういった制度におきましては、従来から年金の開始年齢が五十五歳でございますが、こういった点につきましては、それぞれのグループごとにおけるその制度を立案いたしました当時の定年の実態との関連で、それぞれの制度で年金の支給開始年齢が異なっておりますという点がございまして、ただ、いずれにいたしましても、開始年齢の点だけをとりましても、共済グループのほうで退職をすれば若干年金に結びつき、厚生年金グループのほうでその間に数年の開きがあるということは、問題でございますので、その点につきましては、先ほど申し上げましたように、定年の延長ということをしてできるだけ早く実現することによりまして、定年制と年金の支給開始年齢のリンクとすることを実現したいと考えております。

○小平芳平君 そういふ抽象的なものではなくて、きょうはあらかじめ通知してありませんでしたので、また、聞きにも来ませんでしたので、ですから、次回までに、一律定年制ほどの程度の事業所としておられるか、それからその事業所の規模別と定年に達する年齢、それからそれを比率で出しますと、五十五歳定年というところのパーセンテージが六五％とか、五九％とか、六六％とか、そういう大多数の事業所でいままお五十五歳定年が実施されているんです。定年退職された方は、きょうの生活、あすの生活に、もうほうり出されて困っているという、そういう実態をもう少し具体的に調べて、あるいは労働省と御連絡をなさるなら労働省と連絡の上で御答弁いただきたい。これはいかがですか。

○政府委員(横田陽吉君) ただいま御指摘の点につきましては、可能な限り資料を準備いたしまして、口頭あるいは文書で御報告申し上げます。

○小平芳平君 それから、先ほども答弁で触れられました、同じ年金制度で制度がばらばらであるという点、いま具体的には厚生年金と共済組合にいて、一方は六十歳支給開始、一方は五十五歳支給開始というアンバランスがあるのをどうするとおっしゃっておるんですか。この目的、法律の目的——厚生年金と共済組合は同じ目的なのか、共済組合のほうは別目的を持っているのか、この点はどう理解されておりますか。

○政府委員(横田陽吉君) いまの時点で共済と厚生年金というものの制度の趣旨というものは一体同じかどうかという点でございますが、それは同じような理念のものであると考えております。ただ問題は、制度の発足の沿革等を考えますと、公務員関係の共済は、御承知のように、恩給制度を引き継いだ形で来ておりますので、したがって、制度発足の当初におきましては、どちらかと申しますと恩給的な色彩をそのまま引き継いだ、そういったものであったわけでありまして、ただ、現時点並びに将来にわたりますと、いろいろ職種、業種は違いますが、とも、被用者年金といたしまして、同じような理念のものであり、同じような運営をされるべきはすのものと考えております。ただ問題は、先ほども少し触れましたが、それぞれの被用者グループにおきまして定年制の実態なり何なりというものが異なっておるわけでございますので、そういった相違点を無視して、年齢を一律にそろえるというふうなことはなかなか困難だと思いますが、しかしこういった問題は、それぞれの被用者グループにおきましての実態に即した制度の整合性という観点から考慮すべきものだと考えております。

○小平芳平君 そうしますと、この厚生年金のほうは、労働者及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与するという目的、たとえば国家公務員共済組合法は「国家公務員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与する」という規定と、ほかに「公務の能率の運営」、あるいは「公共企業体の円滑な企業経営」というふうな、あるいは「私立学校教育の振興」というふうな、それぞれの法律にはそれぞれその目的を掲げておりますが、こういうことは別に関係ないということですか。

○政府委員(横田陽吉君) 年金制度のあるべき姿という点から申しますと、それはそれぞれの被用者グループにおきましての被用者の退職後の生活の安定を中心とするべきものでございます。ただしかし、その年金制度を運用いたします際に、たとえばいろいろな積み立て金の運用の問題でございますとか、あるいは福祉施設の設定、管理の問題でございますとか、いろいろなものを通じまして副次的にいろいろな目的を追求する、こういうことはあり得るわけでございますので、公務員グループにつきましては特段そういう点について法律でもって触れておりますけれども、厚生年金についてはそういう条文がないからといってそういった点は全く考えないというものでござ

いまして、年金制度として考えました場合には、恩給的な残滓をだんだん払拭いたしまして、やはり特定の被用者グループごとの老後の安定のための年金制度というふうで発展してきておるものでございまして、将来はそういう方向でものごとをすべて考えるべきものだと考えております。

○小平芳平君　まあ、制度の統合というようなことは、それぞれ根を張っていることであって、一本化するというようなことは実際問題でできないことだというようなことが前提にあることは承知しておりますが、ただ、給付の關係はなるべく統一していくのが当然ではありませんか。たとえば支給開始年齢、それから退職要件、資格期間、その他、こうした給付の面できわめて制度がばらばらになっているということは、年金制度を根本的に検討すべきものが、そういうものがなくちゃならない。ただ、金額を引き上げますと、二万円年金が五万円になりますと云うたつて、そこに非常な問題があるということは、後にまた具体的に指摘をしたいわけですが、さしあたって、同じ社会保障制度として年金制度がある、それが各職域によってばらばらな給付、それがそのままほっておかれていくということはどこにも理由はないと思いますが、いかがですか。また、そのための検討を進められるおつもりかどうか、具体的な検討をする、ほんとうにそういう検討をするおつもりかどうか、あわせて厚生大臣にも御意見を承わりたい。

○政府委員(横田陽吉君)　各制度間の格差の問題でございまして、御指摘のように開始年齢の問題、あるいは資格期間の問題、あるいは年金額を算定するその算定のしかたの問題、いろいろございまして、結論から先に申しますと、各制度間におきましてのもろもろの格差につきましては、合理的な格差は当然これは今後とも存在すると思ひますけれども、不合理な格差はできるだけ解消するような方向で私も本気になって取り組むつもりでございまして、合理的な格差という非常におかし

い言い方を申しましたが、それはまた別の表現で申しますと、年金制度は、御承知のように、各被用者グループにおきましてそれぞれのニーズと申しますか、そういうものに即応して制度が立案され、策定され、そして運営されて今日に至っております。したがって、制度がばらばらであることが必ずしも絶対に悪いということではございませんで、それぞれのグループごとのニーズに具体的にこたえるためには、やはりある程度制度がそれぞれ別のものでなければならぬと、こういう事情もあつたわけでございますし、今後ともそういうことはあり得ると思ひます。ただ問題は、何の理由もなしに、ばらばらの制度であるゆえをもつて、いま御指摘のようないろいろな点について格差があるということは非常に問題でございまして、それだけの被用者グループにおけるニーズを具体的に検討すると同時に、不合理な格差はできるだけ解消するような方向で私も本格的にその検討に取り組みたいと考えております。

○國務大臣(齊藤邦吉君)　私からもお答えを申し上げますが、先ほど来局長から御答弁申し上げてありますように、各種の共済組合、年金等につきましては、まあ、それぞれの沿革からきておる関係もありまして、お述べになりましたようないろいろな格差があることは私も十分承知しております。特に公務員につきましては恩給という、恩給法の流れをくんで支給開始年齢が五十五歳というふうなことでございまして、厚生年金に比べますと非常に早い年齢になっております。しかし、これはまあ戦争前からの古い沿革からそうなっておりますわけでございます。しかし、諸外国の年金というものを見ますと、ほんとうを言うと、あまり早く開始しない、むしろ高齢者になって退職した人を厚く見るというふうなことが諸外国では基本になっておるわけでございます。そこで、こういうふうな恩給の流れをくんだ共済組合等について現在五十五歳、それを今度は六十歳にしましょうというふうなことになる、これはたいへんなこと

になるわけでございます。こういうふうな、それだけの沿革でございまして、そういう点はなかなか私は一致させるということは困難かと思ひます。

それからまた、それぞれのばらばらの共済組合においては、いま年金局長からも話がありましたように、その共済組合の適用を受ける被保険者がぜひこれをやってくれという特殊なものもあるようございまして。そういうふうな差というものは、どうもいまにわかにこれを統合するということは困難だと思ひますが、しかし、やはり各制度間の不平等な格差、これだけは何とかしてまとめあげていくように努力をすることが私は政府としては当然のつとめだと思ひます。特に、いろいろな年金、共済組合との通算問題、これなどは非常に重要なことだと思ひます。国家公務員共済組合あるいは三公社五現業の共済組合をおやめに合せて、かりに五十五歳からその共済組合の年金をもらえらると思ひしても、あと遊んでいられるわけにはこれはまいりません。ですから、そういうふうなことで、各種共済組合間における通算などというものは思い切つた、まあ、今日でもできるだけいたしておりますが、まだまだ私は十分な点もあるように感ぜられます。そういうふうな問題等につきましては、私は今後とも真剣に努力をいたしてまいりたいと思ひますし、しかも、年金の中枢は、やはり厚生年金を所管しておる厚生省だと思ひます。そういうふうな意味合いにおいて、私も各種共済年金とのいろいろな調整につきましては、今後とも最大の努力をいたしてまいるようにいたしたい、かように考えておる次第でございまして。

○小平芳平君　局長に伺いますが、必要のある格差とは具体的にどれですか、二、三あげてください。

それから、必要のない不公平な格差というのはどれですか。

○政府委員(横田陽吉君)　必要なもの unnecessary のを論理的にきちんとして御説明申し上げるというところはなかなか問題だと思ひますけれども、例示的に申し上げます。

たとえば、年金額の算定の問題がございまして、公務員共済におきましては、御承知のように、退職前三年の俸給を基礎にいたしまして年金額を算定いたします。それから、厚生年金につきましては、全雇用期間を通じての平均標準報酬を基礎にいたしまして年金額を算定いたしております。この点につきましては、なぜそういうふうな差があるのかという問題でございまして、端的に申しますと、公務員につきましては御承知のように全一俸給表でもって俸給が規律されておりました。しかも、その俸給表は大体を申しますと年功序列型の給与体系になっております。したがって、退職前三年間というものはその方の全雇用期間を通じて一番俸給が高いところについておる。こういうふうなことがございまして、したがって、年金をできるだけ有利にという観点から考えますと、そのような年金の算定方法をとることが合理的であらうかと思ひます。ところが、厚生年金のほうには、御承知のように、業種を見ましても職種を見ましても、あるいは企業規模を見ましても千差万別でございまして、大体平均的に言えますことは、企業の大小、業種、職種の差別を捨象して申しますと、大体四十歳の後半が一番給与としては高い水準に達する。したがって、六十歳近い、そういう退職に近い時点になりますと、どちらかといえば八割程度まで給与がダウンするような、そういう業種なり職種、あるいは企業というものが非常に多いわけでございます。したがって、全職種、全企業、全業種を通じて最も公平で、しかも有利な年金制度を実現するためにはどのような考え方をとるべきかという点は、公務員の場合とは異なつた処理の方法を必要とする、こういうことになります。したがって、今回改正の際にもいろいろ苦労いたした点でございまして、全雇用期間をとるということは、そういう職種、業種あるいは企業規模等を考えました場合に最も公平なやり方である

が、しかし、相当以前の俸給をそのままのなまの形で年金額の算定に使うことは非常に問題であるというふうな点から、過去の給与につきましても、現在時点の給与の水準でもって再評価をするというふうな手法を加えることによりまして、このような全雇用期間を通じての平均の標準報酬を年金額の基礎に使う、こういうふうな結論に達しております。つまり、公務員につきましても退職前三年であり、厚生年金につきましても全雇用期間を通じての平均の標準報酬をとる。この違いなどは、いまの申し上げたような観点を御理解いただきますと、やはり合理的な格差の一つではないかと考えております。

それから不合理云々の問題については、いまの時点で、はっきり不合理云々と言うことができるかどうかの問題でございますが、支給開始年齢の問題などはそうであらうと思えます。公務員につきましても、先ほど大臣のお答えにもございましたように、恩給時代から定年が非常に早かったというふうな伝統を受け継ぎまして現在でも五十五歳になっておりますし、それから厚生年金につきましても六十歳と、こうなっております。

この点につきましては、やはり定年制の実態というもののからみ合いを考慮してものを処理しなければなりませんけれども、おそらく片や五十五歳、片や六十歳というものがほんとうに合理的な格差であるかどうかという点については相当問題があるかと思えます。ただ、いまの時点でこれは不合理な格差の一つのサンプルであるというまで申し上げる自信はございませんけれども、やはり相当検討に値する問題であると思えます。そのほかいろいろございます。たとえば障害年金の問題でございますとかあるいは遺族年金の問題でございますとか、公務員につきましても、御承知のように遺族年金につきましても、今回の制度改正前におきましては十年間の被保険者期間を必要といたしておたわけでございます。それに対して厚生年金のほうは半年、国民年金のほうは一年というふうに、まあ、この点につきましては厚生年

金グループのほうが被保険者期間については非常に有利であつたわけでございますが、公務員につきましても、幸い今回の改正によりまして十年がことしの十月から一年に短縮されるというふうなことで、その不合理は解消されると思えます。まあ、いろいろそのほかに、こまかい点あるいは大きな点で具体的に御説明申し上げなければならぬのかと思えますが、事例的に申し上げますと以上のようなことでございます。

○小平芳平君 それだけ局長が説明された再評価ですね、それに対しては、社会保障制度審議会では「再評価することは、一つの進歩であらうが、年金は老後の生活設計のよりどころとなるものであるにもかかわらず、その方法が複雑にすぎ、また、将来の展望を欠いていることは遺憾である。なお一層の工夫を要する。」となつておりますが、こういう点も十分承知しておりますので、どうですか。

○政府委員(横田陽吉君) その点は、長時間にわたつて制度審議会で御審議をいただいた中心のテーマの一つでございますので、内容はとくと承知いたしております。

第一の、複雑過ぎるという点でございますが、この点につきましては、私ももともと簡単な方法はないだらうかというところでいろいろ検討いたしました。が、あまり簡単な方法を現在導入いたしますと、先ほど申し上げましたような有利な年金であり、かつ、企業、職種、業種の区別を通じて平等な年金の実現という点から申しますと相当問題が残るわけでございますので、そのような方法をとつたわけでございます。

それから将来展望の問題でございますが、これはかいつまんで申し上げますと、この次の改正あるいはその次の改正の場合にも、今回採用いたしました再評価の手法をそのまま採用するのかわどうか、こういう問題を中心としての議論だったと記憶いたしております。私どものほうは今回はそういったことで、今回御提案申し上げておりますような再評価の手法を採用したわけでございます。

すけれども、この次の政策改定の時期に同じような具体的な手法をそのまま採用するのがいいのかわどうか、この点について疑問がございしますので、したがって何らかの方法によりまして年金の実質的な価値を維持するというふうなその方角は認めつつも、今回と全く同じ再評価の手法をとるか、持っておるわけでございます。したがってその点に關しましては、ただいま先生御指摘のように、将来の政策改定の際の年金水準の維持のための手法がはつきりしておらないから、したがって将来展望という点から見ました場合には、制度的な安定性を欠くのではないかと、そういうような御批判があつたわけでございます。しかし、その辺につきましても、ただいま申しましたように、その時点になりまして、どのような手法が最も適当な手法であるかということも十分検討いたしまして、とにかく標準報酬の六割という今回設定いたしました年金水準を将来にわたつても維持するといふ、そういう方向はきまつておるわけでございます。

○政府委員(横田陽吉君) その点は、長時間にわたつて制度審議会で御審議をいただいた中心のテーマの一つでございますので、内容はとくと承知いたしております。

○小平芳平君 厚生大臣、いまの局長の答弁をどのようにお聞きになりますか。年金は将来の展望がはつきりしてあるべきだという意見ですね。それに對して、あまり、将来のことはまだこれから検討事項だと言っているわけですが、そういう点。あるいは支給開始年齢などは五十五歳ということについては、大臣先ほど触れましたが、国民年金の六十五歳、厚生年金の六十歳、それに対する定年制の最初指摘した問題、そういう点も含めた取り組みが必要じゃないでしょうか、いかがですか。

○国務大臣(斎藤邦吉君) 年金はあくまでも退職した老後の生活をささえるというふうな考え方でございますから、年齢があまり早過ぎるといふことは私は基本的には好ましいことではない、私はさように考えております。したがって、しか

も日本のいまの社会経済状況からいまして、できるだけ元気なうちにやっぱり働いていただくということが私は基本だと思ふんです。そういう意味においては、五十五歳定年なんというものは私はもういまの時勢においては合わない、私はさように思ひます。五十五歳定年なんというものもいつの間にかこれは民間にでき上がつておるんですが、役人などの考え方、戦争前は御承知のように、大体五十五歳前後にはもうみんなやめてしまふ。したがって五十五歳から恩給と、これが常識であつたわけでございます。でございまして、さういふふうなことが民間にも普及して五十五歳、最近五十七歳、五十八歳というのもできてきておると思ひますが、私はあくまでも定年というものは六十ぐらいまではもう延ばしていくと、これが私はほんとうじゃないかと思ふんです。おそらくさういう趨勢にもなると思ひます。そういうふうな意味においては私は年金の支給開始年齢を五十五に合わせるような考え方は逆なんです、むしろ六十あるいは六十五、そして六十五になつたら手厚い年金額にする。こういう方向に持っていくべきものではないかという、多少一般の話かとも思ひますが、私はさように考えます。したがって、将来は定年制はできるだけ延長していただいて、それから年をとつたあとには年金額を多くしていく、こういう方向で進んでいくべきではないかと、さうに考えております。

なお、私も将来の年金額というものにつきましても、いま年金局長からお話がありましたように、全労働者の平均標準報酬が八万四千円でございますから、その大体六割、五万円水準年金というものを考えておりました、この法案を提案をいたしておりますが、この標準報酬の平均の六割、これがいいかどうか、これは私はやっぱり問題が将来の問題としてはあると思ふんです。いまの御提案申し上げておられます法体系は平均標準報酬の六割という考え方でございますが、私はやっぱりこれは年金額としては最低ではないか、最低の額ではないか、かように考えているわけ

ございまして、今後の方向としては平均標準報酬の六割をあくまでも最低として、もつとその上に六割が七割、こういうふうな額が引き上げられるように将来の努力目標としてはしていくべきではないか、かように私は考えておる次第でございます。したがって、支給開始年齢は五十五歳といたしました。下げることもなく、むしろ六十歳くらいまですべての制度が整えられ得るならばそれは私は望ましいと思ひます。しかし、いまにわかにそれはできないと思ひますが、そして老後の退職した方々については年金額は手厚くする、平均標準報酬の六割というのをもつと高めるように、これは私は将来の展望としてはそうあるべきではないか、かように考えている次第でございます。

○小平芳平君　そうしますと、本来、年金で生活できるのがたてまえであるということが一つ。したがって、働いているうちは年金の支給はないといふこと。ですから、いまのような減額年金といふことが、減額支給といふことは本来の筋ではないといふこと。したがって、年金の支給は現役から引退すること、つとめから引退することを条件とすると、こういうふうなお考えですか。

○國務大臣(齋藤邦吉君)　白紙でものを書くといふふうな考え方で私はものを考えるならば、できるだけ元氣なうちは働いていただく、そして定年制は延長する。そして六十くらいまでは少なくとも働いていただく、こういうたてまえにして、そして六十で定年で退職したら、今度は手厚い年金を差し上げる、こういうふうな仕組みでいくべきじゃないかと思ひます。しかし、現実問題としては先ほど来申し上げてありますように、いろいろな制度ができました今日までの沿革から、すぐというわけにはまいりませんが、長い将来の方向としては、元氣なうちは働けるだけ働いて、そして退職したあとはその年金でつとめに生活ができる額でなければならぬ、こういうふうな私は考えているわけでございます。

○小平芳平君　大臣のおっしゃる年金で十分生活できること、これは、私たちが大いに賛成な

んです。ただ、いつ、どういう形で実現できるのか、できないのか、そこに問題があると思ひます。先ほど定年制については大臣の御意見を求めませんでしたが、実際問題、私のところで持っているこの定年制の資料も大臣がそう期待しておられるような進みぐあいを見せていないわけですから、依然として五十五歳定年というものが半数以上の企業で行なわれているといふこと。で、六十歳といふところも調査の中にはあらわれてきておりますが、まだまだそれはきわめて少ないといふこと。したがって、その点ひとつ大臣のほうからいかにして、いまおっしゃっている点を実現するかといふことを、労働省にまたがる分は労働省に対して申し入れするなり、とにかくこの現在の不合理の谷間で現に困っている人がいるわけですから、どう救済するかといふことをすみやかに立てていただきたいと思います。いかがですか。

○國務大臣(齋藤邦吉君)　私は、今後の年金問題を考えるときに、この定年制の問題と年金の支給開始年齢との問題、これは私は非常に大きな問題になると思ひます。で、いまお述べになりましたように、まだ五十五歳定年制といふのは相当多いわけでございますが、私はこれは給与との関係があります。ですから、民間会社等においてはなかなか思ひやうにこれはできておりません。しかし、この問題については、私は今後とも労働省とも十分相談しながら給与問題の解決に当たりながら定年制の延長のために努力をいたしてまいりたい、かように考えておる次第でございます。

なお、公務員などの例を見ますといふと、私も昔、役人時代がございましたが、以前の役人は大体もう五十前後ではほとんどやめておつたものでございまして。最近では五十五近くまで、あるいはさらにそれ以上働いておる者も多くなつてまいりました。しかも公団、事業団等になりますと、もつと六十歳近くまで、六十歳をこしても働く人がふえてまいっておりますから、私はやっぱりこの問題は、給与との関係でございますが、労働省とも十分連絡をとりながら定年制の延長のために努力を

いたしてまいりたいと、かように考えておる次第でございます。

○小平芳平君　それから次に、賦課方式か積み立て方式かといふこと、いろいろ議論がなされてまいりましたが、結果的にはおそらく御答弁は、その賦課方式か、しからずんば積み立て方式かといふものではないといふふうな答弁じゃないかと思ひます。といひますのは、完全な積み立て一本でいまやっておりますわけではない。今回の改正によつても積み立てを取りくずす部分がふえてくることは間違いないんじゃないかと思ひます。ですから、そういう点、ただ積み立て方式を譲ることではないといふふうな言い張る必要もないじゃないですか。いかがですか。

○政府委員(横田陽吉君)　ただいまの御指摘の問題でございますが、実は、私もこの年金制度を設計したとき、積み立て方式でなければならぬといふか、賦課方式でなければならぬといふか、そういう方式論がまずござつて、それから年金制度の設計と、そういうふうな考え方は、実はあまり強く持つてないわけでございます。問題は、現在並びに将来にわたつて、どれだけだけの負担をどなたがなさるかといふ点につきまして、できるだけ世代間の負担の公平を期しながらこの年金制度を運営してまいりたい、そういうことでございまして。

そういう観点から考えますと、現在のように受給者が非常に少ない時点におきましては、どちらの考え方をとつてもどうということはないと思ひます。けれども、理の当然といひまして非常に近い将来において受給者が相当ふえなつた場合に、一挙にこの保険料を引き上げなければならぬなるといふことでは困る、これが第一。それからもう一つは、年金制度がだんだん成熟してまいりますと、非常に規模の大きい、支払い規模の大きい年金になります。厚生年金一つとりまして、現在御提案申し上げておるような水準の年金を将来とも維持するといひました場合に、成熟期と考えると昭和八十五年あたりでどのような規模にな

るかという問題でございますが、この点につきましては数百兆円の支払いといふふうなことになると思ひます。そうなつてまいりますと、どのような年金制度の設計をいたしたとしても二、三年程度の積み立て金を持ちませんと非常に制度運営がむずかしくなる、こういうことでございまして。そういうファイナルな年金財政のプロポジションと申しますか、そういうたてまえを実現する道行きといたしまして、当面はどの程度の保険料の御拠出をいただき、それから何年後にはどの程度の保険料の御拠出をいただく、こういうふうな考え方でございまして。成熟期に達しますと、いわゆる成熟期といふものは、すでに御承知のとおりでございますが、受給者に対する被保険者の割合といふものは一定の割合で横ばいになります。その時点以降におきましては、その時期における保険給付に必要な金額をその時期における被保険者が負担しようといふと、それからまた、そういうものを将来にわたつて、その時期の被保険者が現在の給付を負擔するのではなくて、自分が将来もらふ給付を負擔するやうな方式をとりまして、受給者と被保険者の割合が定常化したしたいわゆる成熟期以降においてはほとんど同じこととさせていただきます。したがって、そういう観点から現在保険料は幾らいただき、将来、何年後には幾らいただくといふふうなことを申し上げておるわけでございまして、ほんとうの意味での積み立て方式と申しますのは、国庫負担を除いた分につきましては積み立て金の利息でもつて保険給付がまかなわれる、そういうたてまえのものでございまして、そういうたてまえは、私もとても将来の年金制度の設計として無理でございまして、二、三年程度の積み立て金をもつて安定的に運営できるやうな、そういうたてまえの年金制度の設計をいたしました場合には、逆算いたしまして保険料は現在及び将来においてどの程度の御負担と、こういう考え方でございまして。

○小平芳平君　そういうことを言われながら、これは昭和八十五年の見通しですか、支出額が百三

十八兆円ですか、それからそのときの積み立て金が四百一十一兆円ですか、そういう計算を出されたが、その後衆議院で修正になっておりますがね。ですから、一体はどのようなところを考えているのか、賦課方式では年度間のアンバランスが生ずるといふ、積み立て方式もそういう純粋な積み立てを考えているわけじゃないと言いますが、四百一十一兆円などという積み立てをしようという計算でしょう。そういう点について審議会の答申でも現段階で保険料を引き上げるといふ説明ができてないということになってますからね。何のために保険料を引き上げるのか、根拠がさっぱりわからないという答申になってますが、いかがですか。

○政府委員(横田陽吉君) ただいま御指摘の数字でございますが、昭和八十五年になれば、大体わが国の厚生年金は成熟段階に達する、その場合の支出は先生御指摘のように百三十八兆円でございます。それで、大体このような規模の年金財政として、これからあとはそのつどそのつどの物価スライド、それから政策スライドによって引き上がる部分はこれにオンされるわけでございますが、ただ、根っこになります受給者と、それから被保険者の割合につきましては定常化したままです。そのうちのほうは横ばいになります。そういう非常に膨大な単年度支出をかかえます年金の制度の運営といたしましては、二、三年程度の積み立て金というものを持たないと、場合によっては二、三年間非常に不景気が続くと、その場合に賦課方式をとっておたという場合には、保険料の膨大な歳入欠陥が出てまいりまして、勢い相当の積み立て金を持っておりませんと、支払い不能というような問題が出てまいります。それで、先ほど来、大臣も再々御答弁申し上げておりますように、ほんとうに働けなくなつてからは年金が、一番のたよりである、こういうことでございまして、そういう時期において相当多数の年金生活者が支払い不能等によって全く生活の手段を失うというようなことになっては困る。したがって、私ども

のほうは、成熟期に達した以降におきましては、大体三年間程度の積み立て金、この間、非常に最悪の場合、保険料が一銭も入らなくとも何とか年金財政は維持できるというふうな、そういう年金制度というものの実現を目ざして、そのためにはさしたって今年はこのくらい、それから何年かあとにはどのくらいというふうな、そういう数値計算に基づいての保険料率を設定してみたいわけでございます。御提案申し上げております年金の保険料率の改定の問題などはすべてそのような観点から設定をいたしましたものでございます。

○小平芳平君 いや、それは設定して提案をしたのでしようが、また衆議院で修正になったのでしようが、その根拠がわからないという、社会保障制度審議会の意見としまして、合理的な根拠を示してないといっていることに對しての意見を求めているわけですね。

○政府委員(横田陽吉君) この根拠の問題でございますが、私もいろいろるる御説明を申し上げたわけでございまして、簡単に繰り返しますと、保険料率の計算の問題につきましては、いわゆる静態計算というのがあるわけでございまして、そういったことを基本にして従来は保険料率を設定しておたわけでございまして、今回の改正によりまして、初めて動く年金になったわけでございまして、従来の年金は、御承知のように、スライド制がございまして、一回きり年金水準というものは、その後、原則といたしまして五年後の政策改定まではその水準が動かない。したがって、そういう年金の場合には、静態計算でもって保険料率を設定するということは、合理的であつたわけでございまして、今回はスライド制の導入をいたしました関係上、したがって将来にわたつて各年次における単年度の保険給付というものがどの程度の規模のものであるか、そういうスライドをした場合の、それから五年に一回政策改定を加えた場合のその年金水準を前提といたしましての動態計算をする必要があつたわけでございまして、その動態計算の数字が、いま先生

御指摘のように、昭和八十五年におきましては、単年度支出が百三十八兆円ということでございます。すので、こういったことに即応いたしまして、各年度どれぐらいの保険料率にしたならば、世代間の負担の公平、もっとこまかく申しますと、各年度間の保険料の負担の公平が実現し得るかという観点から逆算いたしましたものが御提案申し上げました保険料率でございます。

○小平芳平君 ですから、それは衆議院で修正になつて、もうその動態計算は合うということですか。まあそれはいいです。要するに、厚生省だけがこの計算はきつめて合理的な根拠のある計算だと言つて、そして制度審議会なら制度審議会の委員は、これは根拠が薄いと、あるいは合理的な説明ができてないと言つていふと、われわれしろうとはわからないわけですよ、一体なぜ保険料を引き上げなくちゃならないのか。三百何十兆円ですか、三百何十兆円なんという資金をかかえて、何をどうやって運営していくか、われわれしろうとは想像もつかないわけですよ、そういう説明をされました。

それはそれとしまして、きょうは限られた時間で質問するように言われておりますので、もう一点だけ。もう少し私は局長からも大臣からも現在の制度のあり方について真剣に取り組み姿勢をいただきたかった。ということは、たとえば、家族の問題にしましても、一体厚生年金に入つておられる方のその奥さんは、どういう立場にあるのか、その奥さんはどういう立場なのか、子供はどういう立場なのか。国民年金だとまた全然別になりま

すが、そういうような点で基本になる制度がはつきりしないというところから、たとえば女子労働者で脱退手当金を受けた人が、ある年齢で脱退手当金を受けると、年金制度から完全に締め出しを食うわけですね、現実問題。そうすると、国民皆年金、年金の年といながら、しかも一方では脱退手当金を受けた人は、一生産老齢年金にはもう当てはまらなくなる。しかも国民年金に入れた

いう宣伝は来るわけですよ、強制加入です。よつて。したがって、何やらことなく、国民年金に入つたと、しかし実際はあなたは満六十歳までに二十五年払う機会はないと、しかも脱退手当金はある時期にもつたから、から計算とか、いろんな計算をなさるそうですが、そのいずれにも当てはまらないという人が出てくるわけですね。そういう点はどうか考えますか。

○政府委員(横田陽吉君) 御指摘のように、脱退手当金をもらつた方は年金権に結びつかなくなる可能性が非常に多いとございまして、まあ若い方でございまして、おやめになつたあとまた国民年金にお入りになつてという方はございまして、制度をなくすべきであるという議論ももちろんござい

ます。ただ、問題は、女子労働者等の場合には、脱退手当金をもらつて、まあいろいろその際の必要な支出にお充てになつてというふうな、そういった御希望の方もございまして、いまの時点でこの脱退手当金という制度を全くなくしてしまふということも非常に困難である。ただ、年金の本来のあり方から申しますと、御指摘のように、脱退手当金でもつてけりをつけるというやり方はできるだけなくすような方向をとるべきだと考えております。

○小平芳平君 いや、私が尋ねてゐるのは、現に年金制度からはずれてしまつてゐる人に対する救済の考えはありますかというのを尋ねてゐるんです。たとえば、法律のたてまえは満六十歳、二十五年でしよう。それを、たとえば満六十歳、支給は六十五歳からですから、六十歳を延長するとか、何らかそういう救済の考え方が必要じゃないですか。

○政府委員(横田陽吉君) この問題につきましては、おそろく解決の一つの手法といたしまして、通算制度をどのように仕組み直すかという問題であらうと思ひます。まあ、その点につきましましては、いろいろむづかしい問題もございまして、重要な検討事項であると考えますので、十分検討いたし

ております。

○小平芳平君 いや、私が尋ねてゐるのは、現に年金制度からはずれてしまつてゐる人に対する救済の考えはありますかというのを尋ねてゐるんです。たとえば、法律のたてまえは満六十歳、二十五年でしよう。それを、たとえば満六十歳、支給は六十五歳からですから、六十歳を延長するとか、何らかそういう救済の考え方が必要じゃないですか。

第四七二三号 昭和四十八年七月十六日受理
保険診療経理士法制定に関する請願
請願者 埼玉県川口市芝九〇七 田上良子
外十四名

紹介議員 土屋 義彦君
この請願の趣旨は、第三七一八号と同じである。

第四九〇一号 昭和四十八年七月十六日受理
保険診療経理士法制定に関する請願
請願者 名古屋市長区鳴子町一ノ五五鳴子
団地五三ノ五〇二 八田和子外六
名

紹介議員 米田 正文君
この請願の趣旨は、第三七一八号と同じである。

第三九〇五号 昭和四十八年七月六日受理
民間における戦災犠牲者遺族に対する援護法の制
定等に関する請願
請願者 愛知県春日井市大和通一ノ四五
前川敏治外十九名

紹介議員 須原 昭二君
この請願の趣旨は、第七〇八号と同じである。

第三九〇六号 昭和四十八年七月六日受理
民間における戦災犠牲者遺族に対する援護法の制
定等に関する請願
請願者 名古屋市長区新郷通一ノ一八 西
井幸三外二十名

紹介議員 岩間 正男君
この請願の趣旨は、第七〇八号と同じである。

第三九三〇号 昭和四十八年七月七日受理
民間における戦災犠牲者遺族に対する援護法の制
定等に関する請願
請願者 名古屋市長区山里町一〇四 菅
野芳信外十九名

紹介議員 成瀬 幡治君
この請願の趣旨は、第七〇八号と同じである。

第三九五〇号 昭和四十八年七月九日受理
民間における戦災犠牲者遺族に対する援護法の制
定等に関する請願
請願者 名古屋市長区松栄町二ノ四四
関野芳子外十九名

紹介議員 山崎 昇君
この請願の趣旨は、第七〇八号と同じである。

第三九九四号 昭和四十八年七月十日受理
民間における戦災犠牲者遺族に対する援護法の制
定等に関する請願
請願者 群馬県太田市下田島一、一七〇
戸沢久夫

紹介議員 大橋 和孝君
この請願の趣旨は、第七〇八号と同じである。

第三九五五号 昭和四十八年七月十日受理
民間における戦災犠牲者遺族に対する援護法の制
定等に関する請願
請願者 群馬県前橋市住吉町二ノ一ノ二
登坂為之介

紹介議員 須原 昭二君
この請願の趣旨は、第七〇八号と同じである。

第三九九六号 昭和四十八年七月十日受理
民間における戦災犠牲者遺族に対する援護法の制
定等に関する請願
請願者 名古屋市長区徳川町二ノ一五 新妻
新外十九名

紹介議員 藤原 道子君
この請願の趣旨は、第七〇八号と同じである。

第四〇四六号 昭和四十八年七月十一日受理
民間における戦災犠牲者遺族に対する援護法の制
定等に関する請願
請願者 愛知県海部郡蟹江町富吉台一ノ七
四 足立長義外十二名

紹介議員 須藤 五郎君
この請願の趣旨は、第七〇八号と同じである。

第四〇七一号 昭和四十八年七月十一日受理
民間における戦災犠牲者遺族に対する援護法の制
定等に関する請願
請願者 群馬県前橋市三河町一ノ一六ノ二
八 水上ふで

紹介議員 大橋 和孝君
この請願の趣旨は、第七〇八号と同じである。

第四〇七二号 昭和四十八年七月十一日受理
民間における戦災犠牲者遺族に対する援護法の制
定等に関する請願
請願者 群馬県前橋市城東町二ノ一八ノ一
一 井上善吉

紹介議員 須原 昭二君
この請願の趣旨は、第七〇八号と同じである。

第四〇七三三号 昭和四十八年七月十一日受理
民間における戦災犠牲者遺族に対する援護法の制
定等に関する請願
請願者 福島県郡山市若葉町三ノ四 大越
助義外一名

紹介議員 中村 英男君
この請願の趣旨は、第七〇八号と同じである。

第四〇七四号 昭和四十八年七月十一日受理
民間における戦災犠牲者遺族に対する援護法の制
定等に関する請願
請願者 群馬県前橋市城東町一ノ八ノ六城

民間における戦災犠牲者遺族に対する援護法の制
定等に関する請願
請願者 福島県郡山市石淵町一〇ノ一一
伊藤市郎外一名

紹介議員 成瀬 幡治君
この請願の趣旨は、第七〇八号と同じである。

第四一二二号 昭和四十八年七月十二日受理
民間における戦災犠牲者遺族に対する援護法の制
定等に関する請願(二通)
請願者 群馬県太田市東本町二四ノ二三
岡田喜四郎外一名

紹介議員 大橋 和孝君
この請願の趣旨は、第七〇八号と同じである。

第四一二三三号 昭和四十八年七月十二日受理
民間における戦災犠牲者遺族に対する援護法の制
定等に関する請願(二通)
請願者 群馬県太田市東本町九ノ一〇 栗
原芳子外一名

紹介議員 須原 昭二君
この請願の趣旨は、第七〇八号と同じである。

第四一二四号 昭和四十八年七月十二日受理
民間における戦災犠牲者遺族に対する援護法の制
定等に関する請願(二通)
請願者 福島県郡山市方八町二ノ七ノ一七
熊田正広外二名

紹介議員 中村 英男君
この請願の趣旨は、第七〇八号と同じである。

第四一二五号 昭和四十八年七月十二日受理
民間における戦災犠牲者遺族に対する援護法の制
定等に関する請願(二通)
請願者 群馬県前橋市城東町一ノ八ノ六城

東町一丁目自治会内 佐藤隆外一名

紹介議員 成瀬 幡治君

この請願の趣旨は、第七〇八号と同じである。

第四一六号 昭和四十八年七月十二日受理

民間における戦災犠牲者遺族に対する援護法の制定等に関する請願（二通）

請願者 横浜市瀬谷区阿久和町三、六六二 小倉勇助外三名

紹介議員 前川 旦君

この請願の趣旨は、第七〇八号と同じである。

第四一二七号 昭和四十八年七月十二日受理

民間における戦災犠牲者遺族に対する援護法の制定等に関する請願（二通）

請願者 群馬県太田市東本町二三ノ三三 相崎徳蔵外一名

紹介議員 矢山 有作君

この請願の趣旨は、第七〇八号と同じである。

第四一四三号 昭和四十八年七月十二日受理

民間における戦災犠牲者遺族に対する援護法の制定等に関する請願

請願者 名古屋市南区中江町一ノ二二八 中島美津子外二十名

紹介議員 辻 一彦君

この請願の趣旨は、第七〇八号と同じである。

第四一六〇号 昭和四十八年七月十二日受理

民間における戦災犠牲者遺族に対する援護法の制定等に関する請願

請願者 名古屋市瑞穂区下山町一ノ一九 三宅寿美子外二十名

紹介議員 林 虎雄君

この請願の趣旨は、第七〇八号と同じである。

第四一六一号 昭和四十八年七月十二日受理

民間における戦災犠牲者遺族に対する援護法の制定等に関する請願

請願者 名古屋市昭和区小坂町三ノ一一 鈴木大郎外二十名

紹介議員 松本 賢一君

この請願の趣旨は、第七〇八号と同じである。

第四一二七号 昭和四十八年七月十三日受理

民間における戦災犠牲者遺族に対する援護法の制定等に関する請願（二通）

請願者 群馬県前橋市城東町三ノ三ノ四 中村嘉代子外一名

紹介議員 大橋 和孝君

この請願の趣旨は、第七〇八号と同じである。

第四二二八号 昭和四十八年七月十三日受理

民間における戦災犠牲者遺族に対する援護法の制定等に関する請願（二通）

請願者 名古屋市昭和区八雲町五一 佐々木専三郎外二十一名

紹介議員 須原 昭二君

この請願の趣旨は、第七〇八号と同じである。

第四二二九号 昭和四十八年七月十三日受理

民間における戦災犠牲者遺族に対する援護法の制定等に関する請願（二通）

請願者 福島県郡山市方八町二ノ五ノ一九 岡部武治外二十一名

紹介議員 中村 英男君

この請願の趣旨は、第七〇八号と同じである。

第四二三〇号 昭和四十八年七月十三日受理

民間における戦災犠牲者遺族に対する援護法の制定等に関する請願

請願者 愛知県豊橋市立花町五三 稲葉智恵子外十九名

紹介議員 成瀬 幡治君

この請願の趣旨は、第七〇八号と同じである。

第四二二二二号 昭和四十八年七月十三日受理

民間における戦災犠牲者遺族に対する援護法の制定等に関する請願

請願者 群馬県伊勢崎市三光町一四ノ九 向田源吉

紹介議員 前川 旦君

この請願の趣旨は、第七〇八号と同じである。

第四二二二三号 昭和四十八年七月十三日受理

民間における戦災犠牲者遺族に対する援護法の制定等に関する請願

請願者 名古屋市瑞穂区前田町二ノ二三 富田剛外二十名

紹介議員 矢山 有作君

この請願の趣旨は、第七〇八号と同じである。

第四三三三九号 昭和四十八年七月十三日受理

民間における戦災犠牲者遺族に対する援護法の制定等に関する請願

請願者 名古屋市瑞穂区下山町一ノ一九 岩田ひさあ外二十名

紹介議員 加瀬 完君

この請願の趣旨は、第七〇八号と同じである。

第四三四〇号 昭和四十八年七月十三日受理

民間における戦災犠牲者遺族に対する援護法の制定等に関する請願

請願者 愛知県一宮市上本町通五ノ四二 福本邦夫外十九名

紹介議員 矢山 有作君

この請願の趣旨は、第七〇八号と同じである。

第四三四一四号 昭和四十八年七月十三日受理

民間における戦災犠牲者遺族に対する援護法の制定等に関する請願

請願者 名古屋市東区東大曾根町二ノ三 〇三 加藤三三子外二十名

紹介議員 白木義一郎君

この請願の趣旨は、第七〇八号と同じである。

第四三四二二二号 昭和四十八年七月十三日受理

民間における戦災犠牲者遺族に対する援護法の制定等に関する請願

請願者 名古屋市中区丸の内一ノ五ノ四〇 日比野ゆき外二十名

紹介議員 塚田 大願君

この請願の趣旨は、第七〇八号と同じである。

第四五八四号 昭和四十八年七月十四日受理

民間における戦災犠牲者遺族に対する援護法の制定等に関する請願

請願者 名古屋市瑞穂区御劔町二ノ一六 加藤友彦外二十名

紹介議員 村田 秀三君

この請願の趣旨は、第七〇八号と同じである。

第四六〇三三三号 昭和四十八年七月十四日受理

民間における戦災犠牲者遺族に対する援護法の制定等に関する請願（二通）

請願者 群馬県太田市熊野町二ノ二四 金井政雄外一名

紹介議員 大橋 和孝君

この請願の趣旨は、第七〇八号と同じである。

第四六〇四号 昭和四十八年七月十四日受理
民間における戦災犠牲者遺族に対する援護法の制定等に関する請願（三通）
請願者 群馬県邑楽郡邑楽町中野 多々木
よね外二名

紹介議員 須原 昭二君
この請願の趣旨は、第七〇八号と同じである。

第四六〇五号 昭和四十八年七月十四日受理
民間における戦災犠牲者遺族に対する援護法の制定等に関する請願（二通）
請願者 群馬県太田市大字古水五一 坂本
光外一名

紹介議員 成瀬 福治君
この請願の趣旨は、第七〇八号と同じである。

第四六〇六号 昭和四十八年七月十四日受理
民間における戦災犠牲者遺族に対する援護法の制定等に関する請願（二通）
請願者 福島県郡山市方八町二ノ五ノ二〇
吉田ハナ外一名

紹介議員 中村 英男君
この請願の趣旨は、第七〇八号と同じである。

第四六〇七号 昭和四十八年七月十四日受理
民間における戦災犠牲者遺族に対する援護法の制定等に関する請願（二通）
請願者 名古屋市中区西堀町三ノ五二 長谷
川京子外二十一名

紹介議員 前川 旦君
この請願の趣旨は、第七〇八号と同じである。

第四六〇八号 昭和四十八年七月十四日受理
民間における戦災犠牲者遺族に対する援護法の制定等に関する請願
請願者 東京都江戸川区中央一ノ三ノ二三
森千代子

紹介議員 矢山 有作君
この請願の趣旨は、第七〇八号と同じである。

第四七一九号 昭和四十八年七月十六日受理
民間における戦災犠牲者遺族に対する援護法の制定等に関する請願
請願者 名古屋市中江町三ノ七〇 武
石千代子外二十名

紹介議員 竹田 四郎君
この請願の趣旨は、第七〇八号と同じである。

第四七二〇号 昭和四十八年七月十六日受理
民間における戦災犠牲者遺族に対する援護法の制定等に関する請願
請願者 名古屋市中通町二ノ四 立松
美佐子外二十名

紹介議員 田中寿美子君
この請願の趣旨は、第七〇八号と同じである。

第四七二二号 昭和四十八年七月十六日受理
民間における戦災犠牲者遺族に対する援護法の制定等に関する請願（二通）
請願者 北海道釧路市城山一ノ七ノ一六
由利義孝外四十九名

紹介議員 吉田忠三郎君
この請願の趣旨は、第七〇八号と同じである。

第四七九三号 昭和四十八年七月十六日受理
民間における戦災犠牲者遺族に対する援護法の制定等に関する請願（二通）
請願者 名古屋市中村区中村町九ノ一九
岩瀬孝次外二十名

請願者 三重県四日市市中部二〇ノ一 林
政治外四十一名

紹介議員 大橋和孝君
この請願の趣旨は、第七〇八号と同じである。

第四八五四号 昭和四十八年七月十六日受理
民間における戦災犠牲者遺族に対する援護法の制定等に関する請願
請願者 名古屋市中村区川原通八ノ三〇
水谷藤一外二十名

紹介議員 沢田 政治君
この請願の趣旨は、第七〇八号と同じである。

第四八五五号 昭和四十八年七月十六日受理
民間における戦災犠牲者遺族に対する援護法の制定等に関する請願
請願者 名古屋市中村区下山町一ノ一九
三宅文子外二十名

紹介議員 羽生 三七君
この請願の趣旨は、第七〇八号と同じである。

第四八五六号 昭和四十八年七月十六日受理
民間における戦災犠牲者遺族に対する援護法の制定等に関する請願
請願者 名古屋市中村区瑞穂区軍水町一ノ四六
大山美代子外十九名

紹介議員 渡辺 武君
この請願の趣旨は、第七〇八号と同じである。

第四九〇二号 昭和四十八年七月十六日受理
民間における戦災犠牲者遺族に対する援護法の制定等に関する請願
請願者 名古屋市中村区中村町九ノ一九
岩瀬孝次外二十名

この請願の趣旨は、第七〇八号と同じである。

第三九〇七号 昭和四十八年七月六日受理
健康保険法の改悪反対等に関する請願
請願者 新潟県新潟市本町三ノ二二ノ二
田村ハル外九十四名

紹介議員 岩間 正男君
この請願の趣旨は、第一三八五号と同じである。

第四〇四七号 昭和四十八年七月十一日受理
健康保険法の改悪反対等に関する請願
請願者 広島県呉市和庄本町三ノ一〇 高
橋正明外二十九名

紹介議員 香取タケ子君
この請願の趣旨は、第一三八五号と同じである。

第四〇四八号 昭和四十八年七月十一日受理
健康保険法の改悪反対等に関する請願
請願者 新潟市秋葉通二ノ三、七二二 近
藤泰秀外二百七十四名

紹介議員 塚田 大願君
この請願の趣旨は、第一三八五号と同じである。

第四三六九号 昭和四十八年七月十三日受理
健康保険法の改悪反対等に関する請願
請願者 富山県岩瀬町一〇八 山田キヨ
外七百八十名

紹介議員 片岡 勝治君
この請願の趣旨は、第一三八五号と同じである。

第四六三四号 昭和四十八年七月十四日受理
健康保険法の改悪反対等に関する請願
請願者 福島県原町市西町一ノ二一六ノ五
台内熊雄外五十四名

紹介議員 岩間 正男君
この請願の趣旨は、第一三八五号と同じである。

第四六三三号 昭和四十八年七月十四日受理
健康保険法の改悪反対等に関する請願
請願者 滋賀県大津市馬場二ノ六ノ一〇
三好正己外二百六十九名

紹介議員 河田 賢治君
この請願の趣旨は、第一三八五号と同じである。

第四八九八号 昭和四十八年七月十六日受理
健康保険法の改悪反対等に関する請願（三通）
請願者 富山市鶴島一、四〇三 室田忠外
四千二百十七名

紹介議員 小笠原貞子君
この請願の趣旨は、第一三八五号と同じである。

第四八九九号 昭和四十八年七月十六日受理
健康保険法の改悪反対等に関する請願
請願者 群馬県桐生市川内町三ノ七一〇
高橋友喜外五十六名

紹介議員 矢追 秀彦君
この請願の趣旨は、第一三八五号と同じである。

第三九二九号 昭和四十八年七月七日受理
「健康保険法改正案」反対等に関する請願
請願者 横浜市神奈川区青木通九 田村清
外四百十三名

紹介議員 竹田 四郎君
この請願の趣旨は、第一五八五号と同じである。

第三九四四号 昭和四十八年七月七日受理
「健康保険法改正案」反対等に関する請願
請願者 神奈川県相模原市横山三ノ二ノ一

一一 鈴木武外四百二十二名
紹介議員 片岡 勝治君
この請願の趣旨は、第一五八五号と同じである。

第三九四八号 昭和四十八年七月九日受理
「優生保護法の一部改正案」反対等に関する請願
請願者 名古屋市北区金田町三ノ一九 近
藤和夫外四名

紹介議員 鶴岡 哲夫君
この請願の趣旨は、第三〇七五号と同じである。

第三九六一号 昭和四十八年七月十日受理
「頸肩腕症候群対策」に関する請願
請願者 長野市大字南長野長野県議会議長
高橋耕

紹介議員 木内 四郎君
「頸肩腕症候群対策」として、すみやかに左記の措置を講ぜられたい。

一、労働省においては、昭和三十九年「キーパンチャーの作業管理基準」を定めているが、頸肩腕症候群に病する要因については、業務量による手指の筋肉に対する量的負荷だけでなく、職場における心理的、精神的な要因が病気の形成に大きな影響をもつものといわれているので、せん孔作業時間、タッチ数、就労年数等を加味した新しい作業管理基準に改正すること。

二、作業管理基準については、キーパンチャーばかりでなく、金銭登録作業のほか、指でキーをたたく作業等についても対象範囲を拡大すること。

三、頸肩腕症候群についての診断、治療については、限られた専門医しかいない現状であるので、早急に専門医の養成をはかること。

四、頸肩腕症候群の業務上の認定については、積極的に認定するよう配慮すること。

五、頸肩腕症候群に係る国家公務員、公社員等についての業務上認定権限については、できうる限り地方出先機関に格下げるよう配慮すること。

理由
急速な技術革新による産業の発展は、新技術が発見されてから普及までの期間を著しく短縮し、かつ、それらによつておこる産業災害の予防方法の確立に先行して技術を広げ使用させている現状である。特に、近代化の先端と目されるコンピュータ部門におけるせん孔作業、機械器具製造業におけるベルトコンベヤーによる作業等は、継続的な単一工程作業、単純姿勢作業等を余儀なくされているのが現状であり、一連の頸肩腕症候群を多発させる要因となっている。

第三九六三三号 昭和四十八年七月十日受理
低所得者階層の生活確保に関する請願
請願者 長野市大字南長野長野県議会議長
高橋耕

紹介議員 羽生 三七君
昨今の異常な物価上昇は国民生活全般に大きな影響を与えており、特に低所得者階層においては、最低生活を営むことも困難となり、きわめて深刻な状態となっているから左記のとおり改善措置を講ぜられたい。

一、毎年、年度当初に改定されている失業対策事業の資金について、年度中途においても物価の上昇に対応した資金に改定すること。

二、生活保護世帯に対する現在の保護基準を国民生活の変化に対応するよう改定すること。

三、低賃金労働者の解消のため、実効性が失われつつある現行の地域最低賃金および産業別最低賃金をすみやかに改定し、また、今後においては、全国一律最低賃金制を確立すること。

第三九八二二号 昭和四十八年七月十日受理
「看護」の質、量の充実に関する請願
請願者 群馬県前橋市岩神町四ノ二四ノ一

八 立見アヤ子
紹介議員 佐田 一郎君
この請願の趣旨は、第三五三〇号と同じである。

第三九八三三号 昭和四十八年七月十日受理
「看護」の質、量の充実に関する請願（二通）
請願者 神奈川県相模原市文京一ノ五ノ一
二 斎藤和子外一名

紹介議員 原田 立君
この請願の趣旨は、第三五三〇号と同じである。

第四〇〇二二号 昭和四十八年七月十日受理
「看護」の質、量の充実に関する請願（三通）
請願者 長野県松本市旭三ノ一ノ一 信大病
院内 丸山美知子外二名

紹介議員 小山邦太郎君
この請願の趣旨は、第三五三〇号と同じである。

第四一七八号 昭和四十八年七月十二日受理
「看護」の質、量の充実に関する請願（二通）
請願者 新潟市竹尾二〇五ノ一 谷沢キミ子外一名

紹介議員 君 健男君
この請願の趣旨は、第三五三〇号と同じである。

第四三二八号 昭和四十八年七月十三日受理
「看護」の質、量の充実に関する請願（二十通）
請願者 東京都新宿区中落合二ノ五ノ一
佐野弥子外十九名

紹介議員 石本 茂君
この請願の趣旨は、第三五三〇号と同じである。

第四三二九号 昭和四十八年七月十三日受理
「看護」の質、量の充実に関する請願（八通）
請願者 群馬県前橋市岩神町四ノ二四ノ一

請願者 埼玉県与野市下落合一二 安澤 菊江外七名

紹介議員 土屋 義彦君

この請願の趣旨は、第三五三〇号と同じである。

第四四八五号 昭和四十八年七月十三日受理

「看護」の質、量の充実に関する請願（五十六通）

請願者 神奈川県相模原市文京一ノ五ノ一

紹介議員 山下 春江君

この請願の趣旨は、第三五三〇号と同じである。

第四六八〇号 昭和四十八年七月十四日受理

「看護」の質、量の充実に関する請願（三十通）

請願者 神奈川県横須賀市久里浜二ノ五八

紹介議員 石本 茂君

この請願の趣旨は、第三五三〇号と同じである。

第四六八一号 昭和四十八年七月十四日受理

「看護」の質、量の充実に関する請願

請願者 千葉県船橋市海神六ノ一三ノ一〇

紹介議員 渡辺一太郎君

この請願の趣旨は、第三五三〇号と同じである。

第四九一五号 昭和四十八年七月十六日受理

「看護」の質、量の充実に関する請願（二十八通）

請願者 東京都中央区明石町六ノ二四 国

紹介議員 石本 茂君

この請願の趣旨は、第三五三〇号と同じである。

第四〇二二号 昭和四十八年七月十日受理

奄美大島旧医師介輔の身分喪失に伴う補償措置に
関する請願

請願者 鹿児島県大島郡天城町天城二、六

紹介議員 鶴岡 哲夫君

奄美大島旧医師介輔の実情を察察されて、生活困窮におちいり路頭に迷っている旧医師介輔に対し、なんらかの補償措置を講ぜられた。

理由

私たちは琉球政府令により、昭和二十六年医師介輔免許証を取得し、保健所の指示のもとに、山間へき地において日夜患者の救済に献身したものであるが、昭和二十八年奄美大島が祖国に復帰した際、これまでの琉球政府統治下における医師介輔制度が廃止され、わずか二箇年の猶予期間をおくだけで、他になんの補償もなく資格をなく奪われた。私たちがへき地において借財を負うてまで医療設備をして、その業務にはげんだのは、一生の仕事と思えばこそである。私たちがこれほど犠牲を払い誠意をつくしたにもかかわらず、これまでつくしてきた辺地医療の実績が無視され職をうばわれたが、沖縄の医師介輔は終身身分が保障されるところという不均衡な政府の措置は納得できない。奄美大島の祖国からの分離がなければ、このような介輔制度の誕生もなく、私たちが現在のように一生を捧げることもなかったのである。

第四〇二五号 昭和四十八年七月十日受理

国民健康保険事業の財政措置に関する請願

請願者 鹿児島県市山下町一四ノ五六鹿児島

紹介議員 迫水 久常君

国民健康保険事業の財政措置について左記事項の実現を図りたい。

一、医療給付費国庫負担率を大幅に引き上げるとともに、調整交付金を増額すること。

二、事務費については、実質全額交付すること。

三、老人医療費の無料化による医療費の波及増加

分については、全額国庫負担とすること。

四、葬祭費について国庫補助対象とすること。

五、第三行為（交通事故等）による医療給付については、国民健康保険の適用除外とし、国庫負担による独自の医療保険制度を法制化すること。

理由

近年、医療費の増高に加え、老人医療費の無料化に伴う大幅な受診率の上昇、あるいは過疎現象による被保険者の高齢化によつて担税能力の低下が著しく、そのため国民健康保険事業財政は急速に悪化しており、健全な運営が阻害されている。

第四〇三四号 昭和四十八年七月十日受理

戦傷病者特別援護法の一部改正に関する請願

請願者 広島県福山市東町三ノ四ノ七 宮

紹介議員 江藤 智君

この請願の趣旨は、第二一八四号と同じである。

第四〇四三三号 昭和四十八年七月十一日受理

生活できる年金制度の確立等に関する請願

請願者 京都府北桑田郡京北町字筒江 市

紹介議員 河田 賢治君

この請願の趣旨は、第七二九号と同じである。

第四〇四四号 昭和四十八年七月十一日受理

生活できる年金制度の確立等に関する請願

請願者 兵庫県多紀郡篠山町黒岡一八

紹介議員 須藤 五郎君

この請願の趣旨は、第七二九号と同じである。

生活できる年金制度の確立等に関する請願（二通）

請願者 鳥取県米子市米原一、三〇六ノ五

紹介議員 足鹿 覺君

この請願の趣旨は、第七二九号と同じである。

第四五〇三三号 昭和四十八年七月十三日受理

生活できる年金制度の確立等に関する請願

請願者 青森市篠田三ノ四ノ二〇 工藤勝

紹介議員 阿具根 登君

この請願の趣旨は、第七二九号と同じである。

第四五〇四四号 昭和四十八年七月十三日受理

生活できる年金制度の確立等に関する請願（二通）

請願者 長野県塩尻市大字宗賀一、六五一

紹介議員 茜ヶ久保重光君

この請願の趣旨は、第七二九号と同じである。

第四五〇五五号 昭和四十八年七月十三日受理

生活できる年金制度の確立等に関する請願（二通）

請願者 北九州市若松区童子丸一ノ七ノ一

紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第七二九号と同じである。

第四五〇六六号 昭和四十八年七月十三日受理

生活できる年金制度の確立等に関する請願（二通）

請願者 大阪府豊中市服部南町三ノ五ノ一

紹介議員 伊部 真君

この請願の趣旨は、第七二九号と同じである。

第四五〇二二号 昭和四十八年七月十三日受理

第四五〇七号 昭和四十八年七月十三日受理
生活できる年金制度の確立等に関する請願(二通)
請願者 山口県下関市大学町 平地寛外千六百九十六名

紹介議員 上田 哲君

この請願の趣旨は、第七二九号と同じである。

第四五〇八号 昭和四十八年七月十三日受理
生活できる年金制度の確立等に関する請願(二通)

請願者 佐賀県唐津市旭が丘八ノ四 三浦桂志郎外二千七百七名

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第七二九号と同じである。

第四五〇九号 昭和四十八年七月十三日受理
生活できる年金制度の確立等に関する請願(四通)

請願者 長崎県西彼杵郡高島町光町Aノ三池永清外四千二百十四名

紹介議員 大橋 和孝君

この請願の趣旨は、第七二九号と同じである。

第四五一〇号 昭和四十八年七月十三日受理
生活できる年金制度の確立等に関する請願(二通)

請願者 青森県弘前市大字原ヶ平字山崎七六ノ一 沢田清三外四千八百八十四名

紹介議員 大矢 正君

この請願の趣旨は、第七二九号と同じである。

第四五一二号 昭和四十八年七月十三日受理
生活できる年金制度の確立等に関する請願(二通)

請願者 北九州市若松区白山一ノ一三ノ九島屋実外千六百七十七名

紹介議員 加瀬 完君

この請願の趣旨は、第七二九号と同じである。

第四五一二二号 昭和四十八年七月十三日受理
生活できる年金制度の確立等に関する請願(二通)

請願者 山口県下関市安岡町八六四ノ九片山イッ子外二千八百六十五名

紹介議員 加藤シヅエ君

この請願の趣旨は、第七二九号と同じである。

第四五一三三号 昭和四十八年七月十三日受理
生活できる年金制度の確立等に関する請願(二通)

請願者 熊本県荒尾市緑ヶ丘楓町三一棟藤田喜之助外四千二百五十九名

紹介議員 片岡 勝治君

この請願の趣旨は、第七二九号と同じである。

第四五一四四号 昭和四十八年七月十三日受理
生活できる年金制度の確立等に関する請願

請願者 奈良市杉ヶ西町四五ノ四奈良交通労働組合内 大東正明外七百六十九名

紹介議員 占部 秀男君

この請願の趣旨は、第七二九号と同じである。

第四五一五五号 昭和四十八年七月十三日受理
生活できる年金制度の確立等に関する請願(二通)

請願者 島取市賀露町一、七〇三R五ノ二六 倉見惣一郎外二千八百七十九名

紹介議員 川村 清一君

この請願の趣旨は、第七二九号と同じである。

第四五一六六号 昭和四十八年七月十三日受理
生活できる年金制度の確立等に関する請願(三通)

請願者 千葉県安房郡富山町荒川八七坂

田庄二外三千六百十一名
紹介議員 神沢 浄君
この請願の趣旨は、第七二九号と同じである。

第四五一七号 昭和四十八年七月十三日受理
生活できる年金制度の確立等に関する請願(二通)

請願者 岩手県盛岡市西青山一ノ六ノ八高橋忠治外三千六百六十九名

紹介議員 工藤 良平君

この請願の趣旨は、第七二九号と同じである。

第四五一八号 昭和四十八年七月十三日受理
生活できる年金制度の確立等に関する請願(二通)

請願者 京都市左京区岡崎天王町七八ノ二〇三 伊達貞夫外六千七百一十一名

紹介議員 小谷 守君

この請願の趣旨は、第七二九号と同じである。

第四五一九号 昭和四十八年七月十三日受理
生活できる年金制度の確立等に関する請願(二通)

請願者 大阪市西成区姫松通二ノ一〇川口一外三千八百八十八名

紹介議員 小林 武君

この請願の趣旨は、第七二九号と同じである。

第四五二〇号 昭和四十八年七月十三日受理
生活できる年金制度の確立等に関する請願(二通)

請願者 静岡県清水市袖師町一、四四二ノ二 杉山康外四千四百九十七名

紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第七二九号と同じである。

第四五二二号 昭和四十八年七月十三日受理
生活できる年金制度の確立等に関する請願(三通)

請願者 和歌山県新宮市新宮五、九九七杉本幸成外三千八百九十九名
紹介議員 佐々木静子君
この請願の趣旨は、第七二九号と同じである。

第四五二三号 昭和四十八年七月十三日受理
生活できる年金制度の確立等に関する請願(三通)

請願者 長野市信更町今泉一、九四二米沢梅太郎外三千六十五名

紹介議員 沢田 政治君

この請願の趣旨は、第七二九号と同じである。

第四五二四号 昭和四十八年七月十三日受理
生活できる年金制度の確立等に関する請願(三通)

請願者 岐阜県中津川市本町四ノ二ノ六上田清外四千七百七名

紹介議員 須原 昭二君

この請願の趣旨は、第七二九号と同じである。

第四五二五号 昭和四十八年七月十三日受理
生活できる年金制度の確立等に関する請願(三通)

請願者 福岡県田川市新町五ノ三一井上アハート内 奥田早百合外二千二百三十九名

紹介議員 杉原 一雄君

この請願の趣旨は、第七二九号と同じである。

第四五二六号 昭和四十八年七月十三日受理
生活できる年金制度の確立等に関する請願(三通)

請願者 大阪府吹田市大字東三九五ノ一三浦吉治外四千四百十九名

紹介議員 杉山善太郎君

この請願の趣旨は、第七二九号と同じである。

第四五二六号 昭和四十八年七月十三日受理

生活できる年金制度の確立等に関する請願(二通)

請願者 兵庫県西宮市長田町一ノ七 竹内

邦昭外六千三百八十四名

紹介議員 鈴木 強君

この請願の趣旨は、第七二九号と同じである。

第四五二七号 昭和四十八年七月十三日受理

生活できる年金制度の確立等に関する請願(二通)

請願者 岩手県盛岡市浅岸字前野一ノ三

菊地勝夫外三千六百八名

紹介議員 鈴木美枝子君

この請願の趣旨は、第七二九号と同じである。

第四五二八号 昭和四十八年七月十三日受理

生活できる年金制度の確立等に関する請願(二通)

請願者 新潟県上越市西本町一ノ一四ノ一

八 須藤勝美外三千九十四名

紹介議員 鈴木 力君

この請願の趣旨は、第七二九号と同じである。

第四五二九号 昭和四十八年七月十三日受理

生活できる年金制度の確立等に関する請願(二通)

請願者 神奈川県足柄上郡山北町谷峨二七

三 細谷順司外三千九百九十六名

紹介議員 瀬谷 英行君

この請願の趣旨は、第七二九号と同じである。

第四五三〇号 昭和四十八年七月十三日受理

生活できる年金制度の確立等に関する請願(二通)

請願者 北海道釧路市桜ヶ岡一六 金森忍

外三百四十二名

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第七二九号と同じである。

第四五三一号 昭和四十八年七月十三日受理

生活できる年金制度の確立等に関する請願(二通)

請願者 大阪府茨木市新中条町一ノ六 乙

田弘一外五千七百四十八名

紹介議員 田中 一君

この請願の趣旨は、第七二九号と同じである。

第四五三二号 昭和四十八年七月十三日受理

生活できる年金制度の確立等に関する請願(二通)

請願者 三重県阿山郡島ヶ原村 福田智

外三千二百八十九名

紹介議員 竹田 現昭君

この請願の趣旨は、第七二九号と同じである。

第四五三三号 昭和四十八年七月十三日受理

生活できる年金制度の確立等に関する請願(二通)

請願者 愛知県刈谷市若松町六ノ三七 井

野昭十四外六千五百八名

紹介議員 竹田 四郎君

この請願の趣旨は、第七二九号と同じである。

第四五三四号 昭和四十八年七月十三日受理

生活できる年金制度の確立等に関する請願(二通)

請願者 神奈川県鎌倉市寺分七八 小林

幸児外五千三百九十七名

紹介議員 辻 一彦君

この請願の趣旨は、第七二九号と同じである。

第四五三〇号 昭和四十八年七月十三日受理

生活できる年金制度の確立等に関する請願(二通)

請願者 和歌山県日高郡印南町印南原一〇

四〇 夏見芳外三千二百四十七名

紹介議員 鶴岡 哲夫君

この請願の趣旨は、第七二九号と同じである。

第四五三六号 昭和四十八年七月十三日受理

生活できる年金制度の確立等に関する請願(二通)

請願者 栃木県黒磯市弥生町一ノ一六 渡

部哲夫外四千四百二十七名

紹介議員 田 英夫君

この請願の趣旨は、第七二九号と同じである。

第四五三七号 昭和四十八年七月十三日受理

生活できる年金制度の確立等に関する請願

請願者 福岡県浮羽郡吉井町大字江南一、

一二二 佐藤茂美外千五百五名

紹介議員 戸 武君

この請願の趣旨は、第七二九号と同じである。

第四五三八号 昭和四十八年七月十三日受理

生活できる年金制度の確立等に関する請願

請願者 福岡市博多区麦野一ノ四ノ五 大

久保政子外二千二百四十名

紹介議員 戸田 菊雄君

この請願の趣旨は、第七二九号と同じである。

第四五三九号 昭和四十八年七月十三日受理

生活できる年金制度の確立等に関する請願

請願者 山口県柳井市古市 岸田新一外八

百九十四名

紹介議員 中村 波男君

この請願の趣旨は、第七二九号と同じである。

第四五四〇号 昭和四十八年七月十三日受理

生活できる年金制度の確立等に関する請願(二通)

請願者 千葉県松戸市根本二三ノ一 山

口賢二郎外二千四百名

紹介議員 中村 英男君

この請願の趣旨は、第七二九号と同じである。

第四五四一号 昭和四十八年七月十三日受理

生活できる年金制度の確立等に関する請願(二通)

請願者 福岡県直方市下山部阿部通 塩川

伸枝外四千四百十二名

紹介議員 成瀬 暢治君

この請願の趣旨は、第七二九号と同じである。

第四五四二号 昭和四十八年七月十三日受理

生活できる年金制度の確立等に関する請願

請願者 岩手県下閉伊郡泉町大字岩泉九地

割字村木三六 吉田早苗外千八百

五十四名

紹介議員 西村 関一君

この請願の趣旨は、第七二九号と同じである。

第四五四三号 昭和四十八年七月十三日受理

生活できる年金制度の確立等に関する請願(二通)

請願者 埼玉県深谷市国清寺西大塚一〇五

真庭正義外五千四百九十三名

紹介議員 野々山 一三君

この請願の趣旨は、第七二九号と同じである。

第四五四四号 昭和四十八年七月十三日受理

生活できる年金制度の確立等に関する請願(二通)

請願者 岐阜県加茂郡川辺町中川辺 渡辺

澄雄外二千六百九十五名

紹介議員 羽生 三七君

この請願の趣旨は、第七二九号と同じである。

第四五四五号 昭和四十八年七月十三日受理

生活できる年金制度の確立等に関する請願(二通)

請願者 埼玉県春日井市穴橋町一、四六五

ノ一〇 野田陽一外四千七百五十

名

紹介議員 林 虎雄君

この請願の趣旨は、第七二九号と同じである。

第四五四六号 昭和四十八年七月十三日受理
生活できる年金制度の確立等に関する請願
請願者 長野県下伊那郡松川町元大島一、
四四五ノ二 米山増美外二千九十
七名

紹介議員 藤田 進君

この請願の趣旨は、第七二九号と同じである。

第四五四七号 昭和四十八年七月十三日受理
生活できる年金制度の確立等に関する請願(二通)
請願者 岐阜県大垣市西崎町二ノ三三 高
木貴久治外二千三百六十三名

紹介議員 藤原 道子君

この請願の趣旨は、第七二九号と同じである。

第四五四八号 昭和四十八年七月十三日受理
生活できる年金制度の確立等に関する請願(二通)
請願者 埼玉県北本市下石上六一二ノ一五
牧田陽一外五千五百九名

紹介議員 前川 旦君

この請願の趣旨は、第七二九号と同じである。

第四五四九号 昭和四十八年七月十三日受理
生活できる年金制度の確立等に関する請願
請願者 北海道小樽市石山町一五ノ一四
川畑正夫外四百六十名

紹介議員 松永 忠二君

この請願の趣旨は、第七二九号と同じである。

第四五五〇号 昭和四十八年七月十三日受理
生活できる年金制度の確立等に関する請願(二通)
請願者 熊本市東本町八 野田義則外六千

六百二十五名

紹介議員 松本 英一君

この請願の趣旨は、第七二九号と同じである。

第四五五一号 昭和四十八年七月十三日受理
生活できる年金制度の確立等に関する請願(二通)
請願者 札幌市南区藤野一七五ノ二 伊藤
正美外三千三百五十一名

紹介議員 宮之原貞光君

この請願の趣旨は、第七二九号と同じである。

第四五五二号 昭和四十八年七月十三日受理
生活できる年金制度の確立等に関する請願
請願者 千葉県船橋市前原東一ノ一三ノ九
浅野寿男外四千四百十名

紹介議員 村田 秀三君

この請願の趣旨は、第七二九号と同じである。

第四五五三号 昭和四十八年七月十三日受理
生活できる年金制度の確立等に関する請願
請願者 大分市大字羽田七五ノ二 佐藤仁
一外五千八百二十八名

紹介議員 森 勝治君

この請願の趣旨は、第七二九号と同じである。

第四五五四号 昭和四十八年七月十三日受理
生活できる年金制度の確立等に関する請願
請願者 鹿児島県日置郡伊集院町上神殿
一、一〇一 橋口清範外四千二百
四名

紹介議員 森 元治郎君

この請願の趣旨は、第七二九号と同じである。

第四五五五号 昭和四十八年七月十三日受理

生活できる年金制度の確立等に関する請願
請願者 宮崎県都城市中原町一〇ノ一五
村上節夫外四千四百三十六名

紹介議員 森中 守義君

この請願の趣旨は、第七二九号と同じである。

第四五五六号 昭和四十八年七月十三日受理
生活できる年金制度の確立等に関する請願
請願者 福井市海老町一ノ二〇ノ六 高
木修外二千六百六十一名

紹介議員 矢山 有作君

この請願の趣旨は、第七二九号と同じである。

第四五五七号 昭和四十八年七月十三日受理
生活できる年金制度の確立等に関する請願(二通)
請願者 山口県玖珂郡周東町大字西長野一
二〇ノ六 宮本清男外千七百五十
八名

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第七二九号と同じである。

第四五五八号 昭和四十八年七月十三日受理
生活できる年金制度の確立等に関する請願
請願者 福島市郷野目字向町四ノ一 寺島
総外四千八百八十五名

紹介議員 山崎 昇君

この請願の趣旨は、第七二九号と同じである。

第四五五九号 昭和四十八年七月十三日受理
生活できる年金制度の確立等に関する請願
請願者 滋賀県坂田郡米原町二、一一一
中川幸夫外五百八十三名

紹介議員 横川 正市君

この請願の趣旨は、第七二九号と同じである。

第四五六〇号 昭和四十八年七月十三日受理
生活できる年金制度の確立等に関する請願
請願者 新潟市寺尾町新町五、六一八ノ四
長谷川孝二外六千七百四十名

紹介議員 吉田忠三郎君

この請願の趣旨は、第七二九号と同じである。

第四五六一号 昭和四十八年七月十三日受理
生活できる年金制度の確立等に関する請願
請願者 広島市祇園町大字西原二、二八六
益田末夫外三千九百五十七名

紹介議員 和田 静夫君

この請願の趣旨は、第七二九号と同じである。

第四五七九号 昭和四十八年七月十六日受理
生活できる年金制度の確立等に関する請願
請願者 横浜市緑区十日市場町一、二九六
ノ一〇五ノ一 二宮末彦外六千四
百二十九名

紹介議員 宮崎 正義君

この請願の趣旨は、第七二九号と同じである。

第四〇四五号 昭和四十八年七月十一日受理
官公労働者のストライキ権に関する請願
請願者 京都府北桑田郡京北町字簡江 市
野寿雄外九名

紹介議員 岩間 正男君

この請願の趣旨は、第七二九号と同じである。

第四三四三三号 昭和四十八年七月十三日受理
官公労働者のストライキ権に関する請願
請願者 島根県大原郡木次町木次七〇〇ノ
三 田部敏徳外千五百二名

紹介議員 川村 清一君

この請願の趣旨は、第七二九号と同じである。

第四三四四号 昭和四十八年七月十三日受理
官公労働者のストライキ権に関する請願

請願者 山形県東田川郡三川町大字横山字横山二七〇ノ一 進藤孝雄外千四百五名

紹介議員 工藤 良平君

この請願の趣旨は、第七一九号と同じである。

第四三四五号 昭和四十八年七月十三日受理
官公労働者のストライキ権に関する請願

請願者 札幌市西区発寒五条三丁目 平田千代外千三百四十三名

紹介議員 小谷 守君

この請願の趣旨は、第七一九号と同じである。

第四三四六号 昭和四十八年七月十三日受理
官公労働者のストライキ権に関する請願

請願者 千葉県我孫子市我孫子一、二六六ノ六 小泉正明外九百七十三名

紹介議員 小林 武君

この請願の趣旨は、第七一九号と同じである。

第四三四七号 昭和四十八年七月十三日受理
官公労働者のストライキ権に関する請願

請願者 大阪市此花区春日出町一五一ノ七 植本義行外千三百四十九名

紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第七一九号と同じである。

第四三四八号 昭和四十八年七月十三日受理
官公労働者のストライキ権に関する請願

請願者 新潟県長岡市大島町三丁目 長谷川茂外五千七十名

紹介議員 戸叶 武君
この請願の趣旨は、第七一九号と同じである。

第四三九九号 昭和四十八年七月十三日受理
官公労働者のストライキ権に関する請願

請願者 島根県大田市川合町川合 森山喜三郎外四百八十六名

紹介議員 戸田 菊雄君

この請願の趣旨は、第七一九号と同じである。

第四三〇〇号 昭和四十八年七月十三日受理
官公労働者のストライキ権に関する請願

請願者 千葉県夷隅郡岬町榎沢八五八 秋山幸雄外二千七百四十二名

紹介議員 西村 関一君

この請願の趣旨は、第七一九号と同じである。

第四三五一号 昭和四十八年七月十三日受理
官公労働者のストライキ権に関する請願

請願者 香川県高松市西植田町二、〇五六 上原正和 外三千九百三十四名

紹介議員 松本 賢一君

この請願の趣旨は、第七一九号と同じである。

第四三二二号 昭和四十八年七月十三日受理
官公労働者のストライキ権に関する請願

請願者 横浜府保土ヶ谷区岩崎町四三 鈴木辰夫外千名

紹介議員 山崎 昇君

この請願の趣旨は、第七一九号と同じである。

第四三八七号 昭和四十八年七月十三日受理
官公労働者のストライキ権に関する請願

請願者 香川県高松市福長町四ノ一ノ三

徳田広隆外三百七十二名
紹介議員 秋山 長造君
この請願の趣旨は、第七一九号と同じである。

第四五九二号 昭和四十八年七月十四日受理
官公労働者のストライキ権に関する請願

請願者 京都市上京区新町通御霊前上ル西陣合同宿舍三三一 吉田美代子外二百十名

紹介議員 山崎 昇君

この請願の趣旨は、第七一九号と同じである。

第四八一二号 昭和四十八年七月十六日受理
官公労働者のストライキ権に関する請願（二通）

請願者 兵庫県神戸市川町廿地五二五 橋本博外千八百十八名

紹介議員 小林 武君

この請願の趣旨は、第七一九号と同じである。

第四一二〇号 昭和四十八年七月十二日受理
医療制度の確立に関する請願

請願者 福島市杉妻町二ノ一六福島県議会 議長 鈴木正一 議員 鈴木省吾君

紹介議員 鈴木 省吾君

国民医療の確保を図るため、国の負担と責任において、左記事項をすみやかに措置し、医療制度の確立を図るよう強く要望する。

一、医師、看護婦その他医療従事者の積極的養成と確保。

二、へき地医療、成人病、難病、公害病及び救急医療等の特殊医療の確保。

三、医学技術に関する研究及び技術開発の推進。

四、医療施設の体系的整備等医療供給体制の総合的かつ、計画的整備。

五、診療報酬制度の再検討。

わが国の医療は、国民皆保険制度及び医学技術の進歩とあいまって、国民の医療の確保と福祉の増進に大きく貢献してきたが、近年、交通事故の多発、各種公害病の発生、人口の高齢化に伴う老人性疾患の激増など、医療に対する需要もまた、増大、かつ高度化している。しかし、最近における医師、看護婦等の不足並びに、職員給与費の増大、診療報酬改定の遅延及び医療施設の近代化の必要等による医療機関の経営の悪化は、医療の確保に大きな支障となつてゐる。

第四一二八号 昭和四十八年七月十二日受理
失対事業資金、生活保護費等の再引上げ等に関する請願（三通）

請願者 東京都荒川区荒川四ノ四三ノ八 池田勤一外二名

紹介議員 山田 勇君

異常な物価の高騰をおさえる対策とあわせて、低所得者層の生活危機を打開する緊急対策として左記事項の早急実現を要求する。

一、失業対策事業資金をすみやかに再引上げし最低千六百円を保障するとともに、夏季手当を増額すること。

二、生活保護基準を物価補正として一人二千元引き上げるとともに、夏季一時扶助を制度化すること。

三、全国一律最低賃金制を確立するとともに、現行の地域別、職種別最低賃金を大幅に引き上げること。

理由

いま物価は異常な高騰をつづけ国民生活に大きな影響を及ぼしているが、とりわけ失業対策事業就労者や生活保護受給者をはじめ最低辺におかれた低賃金・低所得者の生活は、これ以上放置しておけない深刻な危機にひんしている。失対事業資金は月（二十二日就労）三万二千元たらずで、失対労働者（平均二・三人世帯）の家族を含めた生活はなほだ困難にしている。生活扶助も一級地（大

都市)で一人あたり一万三千円ならず、一食八十一円という非人間的な水準である。低賃金をなくすはずの地域包括「最低賃金」も日額千円前後にしかたっていない。

第四一五八号 昭和四十八年七月十二日受理
失対事業賃金、生活保護費等の再引上げ等に関する請願
請願者 東京都杉並区西荻北一ノ八ノ二〇
高橋多津外九〇四名
紹介議員 柏原 ヤス君
この請願の趣旨は、第四一二八号と同じである。

第四一七四号 昭和四十八年七月十二日受理
失対事業賃金、生活保護費等の再引上げ等に関する請願
請願者 東京都府中市片町二ノ二四 小宮
光一外百八十名
紹介議員 渡辺 武君
この請願の趣旨は、第四一二八号と同じである。

第四四四三号 昭和四十八年七月十三日受理
失対事業賃金、生活保護費等の再引上げ等に関する請願
請願者 東京都荒川区荒川六ノ一八 新井
金蔵外五十名
紹介議員 西ヶ久保重光君
この請願の趣旨は、第四一二八号と同じである。

第四四四四号 昭和四十八年七月十三日受理
失対事業賃金、生活保護費等の再引上げ等に関する請願
請願者 東京都練馬区南田中八五〇都営住宅二四ノ八 藤田助光外四十二名
紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第四一二八号と同じである。

第四四四五号 昭和四十八年七月十三日受理
失対事業賃金、生活保護費等の再引上げ等に関する請願
請願者 川崎市川崎区京町一ノ一八ノ一二
那須留吉外六十名
紹介議員 伊部 真君
この請願の趣旨は、第四一二八号と同じである。

第四四四六号 昭和四十八年七月十三日受理
失対事業賃金、生活保護費等の再引上げ等に関する請願
請願者 東京都杉並区和泉町一ノ二二ノ二
〇 吉田やす江外三十五名
紹介議員 上田 哲君
この請願の趣旨は、第四一二八号と同じである。

第四四四七号 昭和四十八年七月十三日受理
失対事業賃金、生活保護費等の再引上げ等に関する請願
請願者 川崎市幸区下平間三六二全日自労
川崎連合分会内 青木すぎ外二十
三名
紹介議員 大橋 和孝君
この請願の趣旨は、第四一二八号と同じである。

第四四四八号 昭和四十八年七月十三日受理
失対事業賃金、生活保護費等の再引上げ等に関する請願
請願者 東京都東村山市富士見町二ノ七ノ

五 太田孝一外三十五名
紹介議員 川村 清一君
この請願の趣旨は、第四一二八号と同じである。

第四四四九号 昭和四十八年七月十三日受理
失対事業賃金、生活保護費等の再引上げ等に関する請願
請願者 横浜市金沢区寺前町二三一 原田
ちあの外四十五名
紹介議員 小谷 守君
この請願の趣旨は、第四一二八号と同じである。

第四四五〇号 昭和四十八年七月十三日受理
失対事業賃金、生活保護費等の再引上げ等に関する請願
請願者 東京都練馬区中村北二ノ二一 富
岡ツル外三十五名
紹介議員 須原 昭二君
この請願の趣旨は、第四一二八号と同じである。

第四四八一号 昭和四十八年七月十三日受理
失対事業賃金、生活保護費等の再引上げ等に関する請願
請願者 東京都渋谷区代々木一ノ三七 塩
田常男外三十七名
紹介議員 阿具根 登君
この請願の趣旨は、第四一二八号と同じである。

第四四九三三号 昭和四十八年七月十六日受理
失対事業賃金、生活保護費等の再引上げ等に関する請願
請願者 横浜市神奈川区二ツ谷四四 金沢
富外百十九名
紹介議員 藤原 房雄君
この請願の趣旨は、第四一二八号と同じである。

第四一四五号 昭和四十八年七月十二日受理
老後の保障確立に関する請願(三通)
請願者 兵庫県伊丹市鴻池字南畑一 三好
義信外二十一名
紹介議員 喜屋武眞榮君
この請願の趣旨は、第九三七号と同じである。

第四一四六号 昭和四十八年七月十二日受理
老後の保障確立に関する請願
請願者 東京都板橋区栄町二五ノ二東京都
養育院都職労養育院支部内 古宮
杜司男外百五十五名
紹介議員 野末 和彦君
この請願の趣旨は、第九三七号と同じである。

第四一四七号 昭和四十八年七月十二日受理
老後の保障確立に関する請願(二通)
請願者 東京都板橋区栄町三五ノ二東京都
養育院都職労養育院支部内 山岸
弥八外六十九名
紹介議員 山田 勇君
この請願の趣旨は、第九三七号と同じである。

第四一五七号 昭和四十八年七月十二日受理
老後の保障確立に関する請願
請願者 埼玉県和光市下新倉一、〇〇二ノ
九 山崎はな子外五百名
紹介議員 柏原 ヤス君
この請願の趣旨は、第九三七号と同じである。

第四一八一号 昭和四十八年七月十二日受理
老後の保障確立に関する請願
請願者 東京都文京区関口一ノ一九ノ八
中島千代外七百七十四名

紹介議員 野坂 参三君
この請願の趣旨は、第九三七号と同じである。

第四三七〇号 昭和四十八年七月十三日受理
老後の保障確立に関する請願
請願者 東京都中野区南台一ノ〇ノ一六
宮崎ヤスエ外二百四十六名
紹介議員 舊ヶ久保重光君
この請願の趣旨は、第九三七号と同じである。

第四三七二号 昭和四十八年七月十三日受理
老後の保障確立に関する請願
請願者 千葉県野田市下三ヶ尾四二 森川
玄六外四百九十九名
紹介議員 秋山 長造君
この請願の趣旨は、第九三七号と同じである。

第四三七七号 昭和四十八年七月十三日受理
老後の保障確立に関する請願
請願者 東京都杉並区高井戸西一ノ三二
大沢タケ子二百五十九名
紹介議員 阿具根 登君
この請願の趣旨は、第九三七号と同じである。

第四三七三三号 昭和四十八年七月十三日受理
老後の保障確立に関する請願
請願者 東京都調布市土石原一ノ四八ノ一
七 別府名子外五十九名
紹介議員 上田 哲君
この請願の趣旨は、第九三七号と同じである。

第四三七四号 昭和四十八年七月十三日受理
老後の保障確立に関する請願
請願者 東京都新宿区余丁町三五 石黒信

紹介議員 治外百三十九名
大橋 和孝君
この請願の趣旨は、第九三七号と同じである。

第四三七五号 昭和四十八年七月十三日受理
老後の保障確立に関する請願
請願者 東京都東村山市青葉町三二ノ一二
塚本博野外三百五十九名
紹介議員 川村 清一君
この請願の趣旨は、第九三七号と同じである。

第四三七六号 昭和四十八年七月十三日受理
老後の保障確立に関する請願
請願者 東京都国分寺市東戸倉二ノ二二ノ
八 齊木寿雄外三百二十名
紹介議員 小谷 守君
この請願の趣旨は、第九三七号と同じである。

第四三七七号 昭和四十八年七月十三日受理
老後の保障確立に関する請願
請願者 東京都足立区西新井三ノ五ノ六ノ
二〇二 小倉洋一外百二十名
紹介議員 須原 昭二君
この請願の趣旨は、第九三七号と同じである。

第四三七八号 昭和四十八年七月十三日受理
老後の保障確立に関する請願
請願者 東京都北区堀船三ノ四ノ一六 笹
崎朝義外二百五十七名
紹介議員 戸叶 武君
この請願の趣旨は、第九三七号と同じである。

第四三八二号 昭和四十八年七月十四日受理
老後の保障に関する請願

請願者 東京都中野区新井一ノ一四ノ一六
加藤成生外百二十一名
紹介議員 青島 幸男君
この請願の趣旨は、第九三七号と同じである。

第四六八三三号 昭和四十八年七月十四日受理
老後の保障確立に関する請願
請願者 東京都目黒区大橋二ノ二三ノ一二
成田芳子外三百八十名
紹介議員 喜屋武眞榮君
この請願の趣旨は、第九三七号と同じである。

第四九三二二号 昭和四十八年七月十六日受理
老後の保障確立に関する請願
請願者 千葉県松戸市常盤平七ノ二常盤平
団地二ノ八ノ二〇一 一色熊雄外
六百十名
紹介議員 藤原 辰雄君
この請願の趣旨は、第九三七号と同じである。

第四二三三三三号 昭和四十八年七月十三日受理
健康保険の改正反対に関する請願
請願者 名古屋市中区瑞穂区豊岡通二ノ三〇
鈴木安夫外七名
紹介議員 岩間 正男君
中小企業事業主および被保険者の負担を増大させる健康保険法の改悪をやめ、むしろ、保険料を
年々、〇・五パーセントづつ引き下げられたい。
理由 政府は健康保険法を大幅に改正する法案を提出し
ているが、これは、
一、特に政府管掌健保の対象である中小企業者
と、組合健保でも中小企業が集合して作ってい
る総合組合加入の中小企業者に大きな経営上の
打撃を与える。
二、従業員の保険料値上げぶんは労働者の定着対

策上から、まるまる事業主負担となり、二重の
打撃となる。
三、保険が赤字となると、議会の審議・議決なし
に料率を当局の意のままに上げることができ
るよう改正することは、議会無視であり議会制
民主主義の破壊に通ずる。
四、中小企業の従業員の給与は、一般に、大企業
従業員より低く、また家族を含め病気にかなり
易いのは中小企業の事業主および従業員の責任
ではないから、負担を増大させる処置は、かり
に受益者負担という立場に立つとしても、前提
が不公平である限り、この立場は誤っている。
むしろ、社会福祉の観点から、中小企業事業主
とその従業員の健康は特別に配慮されねばなら
ない。

第四二三三六号 昭和四十八年七月十三日受理
健康保険の改正反対に関する請願
請願者 名古屋市中区瑞穂区鳴尾町下浜四二五吉
田電気工業株式会社社長 吉田三
治外十九名
紹介議員 小笠原貞子君
この請願の趣旨は、第四二三三三三号と同じである。

第四二三三七号 昭和四十八年七月十三日受理
健康保険の改正反対に関する請願
請願者 名古屋市中区瑞穂区柳町二ノ三三栄和電
気工事株式会社代表取締役 渡部
達夫外九名
紹介議員 加藤 進君
この請願の趣旨は、第四二三三三三号と同じである。

第四二三三八号 昭和四十八年七月十三日受理
健康保険の改正反対に関する請願
請願者 名古屋市中区八熊通二ノ七株式
会社藤栄商会代表取締役 加藤庄

紹介議員 造外十三名

紹介議員 春日 正一君

この請願の趣旨は、第四二三五号と同じである。

第四二三九号 昭和四十八年七月十三日受理

健康保険の改正反対に関する請願

請願者 名古屋市中区春日町一四横井装飾

株式会社代表取締役 横井頼彦外

七名

この請願の趣旨は、第四二三五号と同じである。

第四二四〇号 昭和四十八年七月十三日受理

健康保険の改正反対に関する請願

請願者 名古屋市中区春日町一四横井装飾

株式会社代表取締役 横井頼彦外

七名

この請願の趣旨は、第四二三五号と同じである。

第四二四一〇号 昭和四十八年七月十三日受理

健康保険の改正反対に関する請願

請願者 愛知県愛知郡東郷町大字春木字白

土一ノ八四 香川俊博外十九名

紹介議員 須藤 五郎君

この請願の趣旨は、第四二三五号と同じである。

第四二四二二号 昭和四十八年七月十三日受理

健康保険の改正反対に関する請願

請願者 名古屋市中区堀詰町一ノ一一株式

会社社長登屋代表取締役 加藤登輝

夫外五名

この請願の趣旨は、第四二三五号と同じである。

第四二四三三〇号 昭和四十八年七月十三日受理

健康保険の改正反対に関する請願

請願者 愛知県海部郡七宝町大字沖之島字

間曾二七東洋マシナリー株式会社

代表取締役 小坂広吉外八名

紹介議員 野坂 参三君

この請願の趣旨は、第四二三五号と同じである。

第四二四三三〇号 昭和四十八年七月十三日受理

健康保険の改正反対に関する請願

請願者 愛知県海部郡七宝町大字沖之島字

間曾二七東洋マシナリー株式会社

代表取締役 小坂広吉外八名

紹介議員 野坂 参三君

この請願の趣旨は、第四二三五号と同じである。

第四二四三三〇号 昭和四十八年七月十三日受理

健康保険の改正反対に関する請願

請願者 名古屋市中区深井町二〇有限会社

飛球商会代表取締役 山田幸三外

七名

この請願の趣旨は、第四二三五号と同じである。

第四二四四五〇号 昭和四十八年七月十三日受理

健康保険の改正反対に関する請願

請願者 名古屋市中区四條町二ノ五二角

田英雄外六名

紹介議員 渡辺 武君

この請願の趣旨は、第四二三五号と同じである。

第四二四三八〇号 昭和四十八年七月十三日受理

健康保険の改正反対に関する請願

請願者 神戸市垂水区多聞町字小東山八六

四 田中良穂外五十一名

紹介議員 小谷 守君

この請願の趣旨は、第四二三五号と同じである。

第四二四五六〇号 昭和四十八年七月十六日受理

健康保険の改正反対に関する請願

請願者 名古屋市中区阿由知通四朝日生

命ビル内名古屋中小企業家同友会

内 遠山昌夫外百四十二名

紹介議員 藤井 恒男君

この請願の趣旨は、第四二三五号と同じである。

第四二四九三〇号 昭和四十八年七月十六日受理

健康保険の改正反対に関する請願

請願者 埼玉県川口市根岸三、二九六 田

村梅吉外三十五名

紹介議員 白木義一郎君

この請願の趣旨は、第四二三五号と同じである。

第四二四九三〇号 昭和四十八年七月十三日受理

健康保険の改正反対に関する請願

請願者 長崎県西彼杵郡外海町西出津三、

七五五 山下益次郎外二千九百八

十四名

紹介議員 中村 慎二君

老齢福祉年金と老齢者医療の改善について、昭和

四十九年度において、左記事項の実現を図られた

い。

一、恩給受給者に対する老齢福祉年金の併給制限

を撤廃すること。

二、老齢者に対する公費負担による医療について

は、年齢を六十五歳に引き上げ、かつ所得制限

を撤廃すること。

第四三二二〇号 昭和四十八年七月十三日受理

高齢者の生活保障に関する請願

請願者 大分県日田市本町 清水美代子外

八百十九名

紹介議員 足鹿 覺君

この請願の趣旨は、第一六〇九号と同じである。

第四三二二〇号 昭和四十八年七月十三日受理

高齢者の生活保障に関する請願

請願者 奈良市朝日町三九二ノ一一 今井

紹介議員 阿具根 登君

この請願の趣旨は、第一六〇九号と同じである。

第四三二二三〇号 昭和四十八年七月十三日受理

高齢者の生活保障に関する請願

請願者 奈良市六条西町三丁目 桐山昭子

外千七百九十三名

紹介議員 西ヶ久保重光君

この請願の趣旨は、第一六〇九号と同じである。

第四三二二四〇号 昭和四十八年七月十三日受理

高齢者の生活保障に関する請願

請願者 奈良市晃平町五七 岩元スエミ外

千八百五十四名

紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第一六〇九号と同じである。

第四三二二五〇号 昭和四十八年七月十三日受理

高齢者の生活保障に関する請願

請願者 群馬県前橋市荒子町二一五 大沢

絹子外千八百八十三名

紹介議員 伊部 真君

この請願の趣旨は、第一六〇九号と同じである。

第四三二二六〇号 昭和四十八年七月十三日受理

高齢者の生活保障に関する請願

請願者 群馬県前橋市昭和町三〇ノ三五

木村秋広外千九百八十三名

紹介議員 上田 哲君

この請願の趣旨は、第一六〇九号と同じである。

第四三二二七〇号 昭和四十八年七月十三日受理

高齢者の生活保障に関する請願

請願者 奈良市朝日町三九二ノ一一 今井

請願者 群馬県渋川市金井縣浜二、七八八

名 ノ一九 中村マサ外千九百四十六

紹介議員 占部 秀男君

この請願の趣旨は、第一六〇九号と同じである。

第四三二八号 昭和四十八年七月十三日受理

高齢者の生活保障に関する請願

請願者 群馬県高崎市双葉町一、一九三ノ

一一 砂賀光治外七百二十六名

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第一六〇九号と同じである。

第四三二九号 昭和四十八年七月十三日受理

高齢者の生活保障に関する請願

請願者 群馬県富岡市七日市六七七ノ七

湯沢悦子外二千三十二名

紹介議員 大橋 和孝君

この請願の趣旨は、第一六〇九号と同じである。

第四三三〇号 昭和四十八年七月十三日受理

高齢者の生活保障に関する請願

請願者 兵庫県明石市藤江八六七ノ五 松

尾裕外六千五百三十三名

紹介議員 大矢 正君

この請願の趣旨は、第一六〇九号と同じである。

第四三三一号 昭和四十八年七月十三日受理

高齢者の生活保障に関する請願

請願者 京都市下京区西洞院七条下ル 北

山高子外二千五百五十一名

紹介議員 加瀬 完君

この請願の趣旨は、第一六〇九号と同じである。

第四三三二号 昭和四十八年七月十三日受理

高齢者の生活保障に関する請願

請願者 奈良市別所町六三八ノ二 谷コノ

エ外千六百八十九名

紹介議員 加藤シヅエ君

この請願の趣旨は、第一六〇九号と同じである。

第四三三三号 昭和四十八年七月十三日受理

高齢者の生活保障に関する請願

請願者 奈良市西新屋町 北口順子外千三

百七十五名

紹介議員 片岡 勝治君

この請願の趣旨は、第一六〇九号と同じである。

第四三三四号 昭和四十八年七月十三日受理

高齢者の生活保障に関する請願

請願者 大阪府池田市新町四ノ四 山本亨

外三千六百五十五名

紹介議員 鈴木美枝子君

この請願の趣旨は、第一六〇九号と同じである。

第四三三五号 昭和四十八年七月十三日受理

高齢者の生活保障に関する請願

請願者 神戸市垂水区狩口台四ノ二三ノ二

〇六 上田清司外七千二百二十四名

紹介議員 鈴木 力君

この請願の趣旨は、第一六〇九号と同じである。

第四三三六号 昭和四十八年七月十三日受理

高齢者の生活保障に関する請願

請願者 秋田市川元むつみ町一ノ七 神保

美保子外五百十九名

紹介議員 藤田 進君

この請願の趣旨は、第一六〇九号と同じである。

第四三三七号 昭和四十八年七月十三日受理

高齢者の生活保障に関する請願

請願者 奈良県磯城郡田原本町千代一、〇

七五ノ一 長浜利美外七十四名

紹介議員 和田 静夫君

この請願の趣旨は、第一六〇九号と同じである。

第四三三八号 昭和四十八年七月十三日受理

健康保険の改悪反対並びに医療保障の拡充に関する請願

請願者 富山市大町一區南部一五 内山弘

健康保険の改悪に反対し、医療保障を確立するよ

外千四百二十名

紹介議員 加瀬 完君

一、左記事項の実現を図りたい。

一、健康保険の料率引上げ、賞与からの保険料徴

収、兼代や初診料・入院費などの一部負担など

を内容とする医療保険の改悪、医療費の大衆負

担を直ちにやめること。

二、本人家族の十割給付及び予防、分娩の現物給

付を即時実施すること。

三、六十五歳以上の老人及び三歳未満の乳幼児の

無料医療制度を確立すること。

四、結核、精神、心臓病などの社会的疾病や多額

の費用がかかる疾病に対する公費医療制度の拡

充及び資本家、国及び自治体の負担による公害

被災者の医療、生活の完全保障を行なうこと。

五、被用者保険の財政調整をせずに、国と資本家

負担による医療保険制度の大幅改善を行なうこ

と。当面保険料の負担割合を労働者三、資本家

七にし、健康保険三割、共済組合二割、日雇健

保八割、国民健康五割以上の定額国庫負担を確

立すること。

六、国公立医療機関を拡充するとともに、医師、

看護婦など医療従事者を大幅に増員し、国民が

安心してかかれるより良い医療制度を早急に確

立すること。

第四三三九号 昭和四十八年七月十三日受理

年金額大幅引上げに関する請願

請願者 群馬県安中市高別当五三四 山村

幸司外二千二百五十名

紹介議員 鈴木 強君

長年にわたって社会に貢献してきて現在年金を受

けている人の額は生活保護以下が多いという、き

びしい状態であるから、年金額を大幅に引き上げ、

健康で安らかな老後の生活ができるよう、左記事

項の実現を図りたい。

一、厚生年金、共済年金における旧裁定年金、遺

族年金、障害年金等の最低を月額三万円にするこ

と。

二、退職、老齢年金は退職時の給与の六十六パーセ

ント以上にするこ。

三、抛出国庫年金は当面、月額二万五千円にす

ること。

四、老齢福祉年金は当面、月額一万円にすること。

第四四九八号 昭和四十八年七月十三日受理

社会保障拡充に関する請願（二通）

請願者 千葉県船橋市高根町三、二二〇

森川弘外一名

紹介議員 阿貝根 登君

社会保障拡充について、左記事項の実現を心から

要請する。

一、医療保険改悪反対、医療保障制度確立に関す

る要望

1 健康保険法の改悪をただちにとりやめるこ

と。

2 すべての医療保険給付を本人・家族とも十

割とすること。

3 被用者保険の傷病手当金は、なおるまで十

割とすること。

4 国庫負担は定率で健保三割、共済組合二割、

日雇健保八割とし、国保五割の定率分と調整

五分とすること。

二、年金制度の抜本的改善に関する要望

1 厚生年金の月あたり年金額を四十八年度全受給者の平均が、二十年の被保険者期間で六万三千元にすること。

2 国民年金(拠出制)十年年金、五年年金及び福祉年金)は、四十八年十一月から、当面の金額として一月三万円にすること。

3 スライド制は、賃金スライド制にあらためること。

4 積立方式をあらため、ただちに賦課方式にすること。積立金は当面凍結し、四十八年度分の財源負担は、国庫三十パーセント、のこりの七十パーセントを労働者三、資本家七にすること。

5 すべての労働者に適用を拡大すること。

6 完全な賦課方式へ移行するまでの積立金の運用を民主化すること。

理由

私たち建設産業で働く多くの仲間、不安定雇用、重労働、低賃金、危険で封建的な労働環境、各社会保険の差別扱い等、きわめて劣悪な労働条件のもとで、働かされている。多くの仲間とその家族は、家計のやりくり、多発する疾病等に苦しみながら、その日ぐらしを余儀なくされており、とくに老後の生活不安はきわめて深刻である。私たちは一日も早くこのような状態を打開し、豊かで安定した毎日の生活ができることを強く要求している。

第四四九九号 昭和四十八年七月十三日受理

社会保険拡充に関する請願

請願者 千葉県船橋市三咲町四二ノ三三二

紹介議員 加瀬 完君

この請願の趣旨は、第四四九八号と同じである。

第四五九三三号 昭和四十八年七月十四日受理

社会保険拡充に関する請願

請願者 高知県高知市南万々七二ノ四杉
本義忠外三百十七名
紹介議員 秋山 長造君
この請願の趣旨は、第四四九八号と同じである。

第四五九四号 昭和四十八年七月十四日受理

社会保険拡充に関する請願(四通)

請願者 神戸市長田区明泉寺町三ノ四三

戸田飛一外三百二十九名

紹介議員 小谷 守君

この請願の趣旨は、第四四九八号と同じである。

第四五九五号 昭和四十八年七月十四日受理

社会保険拡充に関する請願

請願者 埼玉県大里郡岡部町本郷 島田康

利外三百八十五名

紹介議員 森 元治郎君

この請願の趣旨は、第四四九八号と同じである。

第四六二三号 昭和四十八年七月十四日受理

社会保険拡充に関する請願(二通)

請願者 名古屋市千種区猪高町猪子石原新

引山二一五 金井勇之助外一名

紹介議員 須原 昭二君

この請願の趣旨は、第四四九八号と同じである。

第四六二四号 昭和四十八年七月十四日受理

社会保険拡充に関する請願

請願者 静岡県島田市高砂町 前原武外十

二名

紹介議員 藤原 道子君

この請願の趣旨は、第四四九八号と同じである。

第四六七三三号 昭和四十八年七月十四日受理

社会保険拡充に関する請願
請願者 岩手県花巻市四日町一ノ七ノ三三
瀬川忠次郎外四十九名
紹介議員 岩間 正男君
この請願の趣旨は、第四四九八号と同じである。

第四六七四号 昭和四十八年七月十四日受理

社会保険拡充に関する請願

請願者 川崎市高津区馬場一、二九三 三

井朝子外九十九名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第四四九八号と同じである。

第四六七五号 昭和四十八年七月十四日受理

社会保険拡充に関する請願

請願者 熊本市秋津町沼山津九四〇 黒田

忠外二十二名

紹介議員 渡辺 武君

この請願の趣旨は、第四四九八号と同じである。

第四六七六号 昭和四十八年七月十四日受理

社会保険拡充に関する請願

請願者 横浜市神奈川区大角橋三ノ四ノ一

九 和田チエ外四十九名

紹介議員 春日 正一君

この請願の趣旨は、第四四九八号と同じである。

第四六七七号 昭和四十八年七月十四日受理

社会保険拡充に関する請願

請願者 大阪府寝屋川市平池町二五ノ六

谷本富造外四十九名

紹介議員 杏悦タケ子君

この請願の趣旨は、第四四九八号と同じである。

第四六七八号 昭和四十八年七月十四日受理

社会保険拡充に関する請願

請願者 東京都足立区本南町一六ノ一八

竹田一男外四十九名

紹介議員 野坂 参三君

この請願の趣旨は、第四四九八号と同じである。

第四六七九号 昭和四十八年七月十四日受理

社会保険拡充に関する請願

請願者 東京都足立区栗原一ノ八ノ一五

川崎幸一外九十九名

紹介議員 星野 力君 塚田 大願君

この請願の趣旨は、第四四九八号と同じである。

第四七一六号 昭和四十八年七月十六日受理

社会保険拡充に関する請願(四通)

請願者 千葉県佐倉市角栄団地一、四四六

山川康栄外三名

紹介議員 須原 昭二君

この請願の趣旨は、第四四九八号と同じである。

第四七一七号 昭和四十八年七月十六日受理

社会保険拡充に関する請願(二通)

請願者 千葉県船橋市飯山満町三ノ一八二

大竹要外一名

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第四四九八号と同じである。

第四七一八号 昭和四十八年七月十六日受理

社会保険拡充に関する請願

請願者 東京都目黒区祐天寺二ノ五ノ二

小島好吉外五十名

紹介議員 二宮 文造君

この請願の趣旨は、第四四九八号と同じである。

第四七九四号 昭和四十八年七月十六日受理
社会保障拡充に関する請願
請願者 京都市南区東九条下殿田町 衣川 保夫外四名
紹介議員 大橋 和孝君

この請願の趣旨は、第四四九八号と同じである。

第四八〇六号 昭和四十八年七月十六日受理
社会保障拡充に関する請願
請願者 埼玉県川越市砂新田五ツ又向 中 川広志外六十名
紹介議員 小平 芳平君

この請願の趣旨は、第四四九八号と同じである。

第四九〇三号 昭和四十八年七月十六日受理
社会保障拡充に関する請願(八十三通)
請願者 愛媛県松山市土居田町三四二 菅 時夫外八十二名
紹介議員 原田 立君

この請願の趣旨は、第四四九八号と同じである。

第四九〇四号 昭和四十八年七月十六日受理
社会保障拡充に関する請願(二通)
請願者 千葉県船橋市習志野台一ノ一二二 河原田久夫外一名
紹介議員 矢山 有作君

この請願の趣旨は、第四四九八号と同じである。

第四五〇一号 昭和四十八年七月十三日受理
建設国民健康保険組合に対する国庫負担率増加の
法制化に関する請願(二通)
請願者 千葉県船橋市南本町三三ノ一七 萱津忠外一名
紹介議員 阿貝根 登君

国民健康保険組合の定率国庫補助二十五パーセン

トを公営国保と同様四十パーセントとし、調整分
五パーセントとするよう、国民健康保険法第七十
三条を改正すべく「衆法第五十号」の審議を促進
し、これの成立に努力されたい。

第四五八五号 昭和四十八年七月十四日受理
建設国民健康保険組合に対する国庫負担率増加の
法制化に関する請願
請願者 横浜市金沢区谷津町三四七 轟政 男外三百二十二名
紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第四五〇一号と同じである。

第四五八六号 昭和四十八年七月十四日受理
建設国民健康保険組合に対する国庫負担率増加の
法制化に関する請願
請願者 東京都小平市花小金井一ノ七六七 猪貝豊吉外二百七十八名
紹介議員 小谷 守君

この請願の趣旨は、第四五〇一号と同じである。

第四五八七号 昭和四十八年七月十四日受理
建設国民健康保険組合に対する国庫負担率増加の
法制化に関する請願(三通)
請願者 名古屋市昭和区川名本町六ノ七 伊藤昭一外二名
紹介議員 須原 昭二君

この請願の趣旨は、第四五〇一号と同じである。

第四五八八号 昭和四十八年七月十四日受理
建設国民健康保険組合に対する国庫負担率増加の
法制化に関する請願
請願者 埼玉県川口市東本郷二、一三九 宮崎ミチ子外二百九十名
紹介議員 戸叶 武君

国民健康保険組合の定率国庫補助二十五パーセン

この請願の趣旨は、第四五〇一号と同じである。

第四五八九号 昭和四十八年七月十四日受理
建設国民健康保険組合に対する国庫負担率増加の
法制化に関する請願
請願者 岐阜県大垣市赤坂町 竹中文男外 百九十九名
紹介議員 藤田 進君

この請願の趣旨は、第四五〇一号と同じである。

第四五九〇号 昭和四十八年七月十四日受理
建設国民健康保険組合に対する国庫負担率増加の
法制化に関する請願
請願者 東京都葛飾区立石八ノ三四ノ一四 多田誠外三百七十二名
紹介議員 中村 波男君

この請願の趣旨は、第四五〇一号と同じである。

第四五九一号 昭和四十八年七月十四日受理
建設国民健康保険組合に対する国庫負担率増加の
法制化に関する請願
請願者 山形県南陽市二色根三三ノ八 熊 島喜慶外二百九十八名
紹介議員 森 元治郎君

この請願の趣旨は、第四五〇一号と同じである。

第四六二五号 昭和四十八年七月十四日受理
建設国民健康保険組合に対する国庫負担率増加の
法制化に関する請願
請願者 静岡県島田市高砂町 前原武外十 二名
紹介議員 藤原 道子君

この請願の趣旨は、第四五〇一号と同じである。

第四六二六号 昭和四十八年七月十四日受理
建設国民健康保険組合に対する国庫負担率増加の
法制化に関する請願(三通)
請願者 神戸市長田区駒ヶ林町四ノ一七ノ 九 黒田渡外二名
紹介議員 小谷 守君

この請願の趣旨は、第四五〇一号と同じである。

第四六三六号 昭和四十八年七月十四日受理
建設国民健康保険組合に対する国庫負担率増加の
法制化に関する請願
請願者 東京都杉並区阿佐谷北一ノ一六 小方守房外二十四名
紹介議員 岩間 正男君

この請願の趣旨は、第四五〇一号と同じである。

第四六三七号 昭和四十八年七月十四日受理
建設国民健康保険組合に対する国庫負担率増加の
法制化に関する請願
請願者 東京都港区芝四ノ一〇ノ三 山口 利広外二十四名
紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第四五〇一号と同じである。

第四六三八号 昭和四十八年七月十四日受理
建設国民健康保険組合に対する国庫負担率増加の
法制化に関する請願
請願者 千葉県船橋市宮本八ノ三九ノ一〇 佐野守彦外二十四名
紹介議員 加藤 進君

この請願の趣旨は、第四五〇一号と同じである。

第四六三九号 昭和四十八年七月十四日受理
建設国民健康保険組合に対する国庫負担率増加の
法制化に関する請願

請願者 神奈川県横浜市鶴沼四ノ二ノ一
三 太田順吉外二百七十五名

紹介議員 春日 正一君

この請願の趣旨は、第四五〇一号と同じである。

第四六四〇号 昭和四十八年七月十四日受理
建設国民健康保険組合に対する国庫負担率増加の
法制化に関する請願

請願者 京都府竹野郡丹後町此代 久下与
雄外二十四名

紹介議員 河田 賢治君

この請願の趣旨は、第四五〇一号と同じである。

第四六四一号 昭和四十八年七月十四日受理
建設国民健康保険組合に対する国庫負担率増加の
法制化に関する請願

請願者 東京都豊島区西巣鴨二ノ一ノ一五
岩田恒夫外二十四名

紹介議員 沓脱タケ子君

この請願の趣旨は、第四五〇一号と同じである。

第四六四二号 昭和四十八年七月十四日受理
建設国民健康保険組合に対する国庫負担率増加の
法制化に関する請願

請願者 京都市伏見区向島庚申町一一四ノ
二 玉井民三外二十四名

紹介議員 須藤 五郎君

この請願の趣旨は、第四五〇一号と同じである。

第四六四三号 昭和四十八年七月十四日受理
建設国民健康保険組合に対する国庫負担率増加の
法制化に関する請願

請願者 東京都港区東麻布二ノ一四 田口
金次郎外二十四名

紹介議員 塚田 大願君

この請願の趣旨は、第四五〇一号と同じである。

第四六四四号 昭和四十八年七月十四日受理
建設国民健康保険組合に対する国庫負担率増加の
法制化に関する請願

請願者 東京都大田区大森西三ノ一四ノ一
二 葉室照夫外二十四名

紹介議員 野坂 参三君

この請願の趣旨は、第四五〇一号と同じである。

第四六四五号 昭和四十八年七月十四日受理
建設国民健康保険組合に対する国庫負担率増加の
法制化に関する請願

請願者 川崎市川崎区練崎一ノ一五ノ七
山岸輝外二十四名

紹介議員 星野 力君

この請願の趣旨は、第四五〇一号と同じである。

第四六四六号 昭和四十八年七月十四日受理
建設国民健康保険組合に対する国庫負担率増加の
法制化に関する請願

請願者 福岡市中央区警固二ノ六ノ一一
平川二男外二十四名

紹介議員 渡辺 武君

この請願の趣旨は、第四五〇一号と同じである。

第四七二四号 昭和四十八年七月十六日受理
建設国民健康保険組合に対する国庫負担率増加の
法制化に関する請願

請願者 千葉県船橋市松が丘五ノ一一ノ三
五 高橋一正

紹介議員 須原 昭二君

この請願の趣旨は、第四五〇一号と同じである。

第四七二五号 昭和四十八年七月十六日受理
建設国民健康保険組合に対する国庫負担率増加の
法制化に関する請願（四通）

請願者 千葉県佐倉市上志津一、七〇九
早川富二外三名

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第四五〇一号と同じである。

第四七二六号 昭和四十八年七月十六日受理
建設国民健康保険組合に対する国庫負担率増加の
法制化に関する請願（二通）

請願者 東京都品川区南品川五ノ九ノ六
飯田八重外二百四十三名

紹介議員 鈴木 一弘君

この請願の趣旨は、第四五〇一号と同じである。

第四七二七号 昭和四十八年七月十六日受理
建設国民健康保険組合に対する国庫負担率増加の
法制化に関する請願

請願者 東京都目黒区祐天寺二ノ五ノ二
小島好吉外五十六名

紹介議員 田代富士男君

この請願の趣旨は、第四五〇一号と同じである。

第四七二八号 昭和四十八年七月十六日受理
建設国民健康保険組合に対する国庫負担率増加の
法制化に関する請願

請願者 東京都品川区小山五ノ一八ノ一九
井口嘉市外三十一名

紹介議員 二宮 文造君

この請願の趣旨は、第四五〇一号と同じである。

第四七九二号 昭和四十八年七月十六日受理
建設国民健康保険組合に対する国庫負担率増加の
法制化に関する請願（七十八通）

請願者 山梨県甲府市中央五ノ六ノ四 望
月一良外七十七名

紹介議員 原田 立君

この請願の趣旨は、第四五〇一号と同じである。

第四九〇〇号 昭和四十八年七月十六日受理
建設国民健康保険組合に対する国庫負担率増加の
法制化に関する請願（二通）

請願者 千葉県船橋市八木が谷町六二六ノ
一五七 鈴木清外一名

紹介議員 矢山 有作君

この請願の趣旨は、第四五〇一号と同じである。

第四九三七号 昭和四十八年七月十六日受理
建設国民健康保険組合に対する国庫負担率増加の
法制化に関する請願

請願者 山梨県塩山市上於曾 中村次男外
六十四名

紹介議員 小平 芳平君

この請願の趣旨は、第四五〇一号と同じである。

第四七六六号 昭和四十八年七月十六日受理
戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給の改
善に関する請願

請願者 岩手県盛岡市内九一〇ノ一岩手県
議会議員 岩動 道行君

戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法により
受給した国庫債券の償還が終る者に対し、戦没
者等の妻に対する特別給付金の支給と同様、増額
並びに継続支給の措置を講ぜられるよう法改正を
するとともに「昭和十二年七月七日以降の受傷者
であること」及び「昭和三十八年四月一日におい
て給付を受けていること」の制限を撤廃し、全傷
病恩給受給者の妻に支給できるよう、特別給付金
支給の改善をはかるよう強く要望する。

第四七六七号 昭和四十八年七月十六日受理
小規模保育所制度の適用範囲の拡大に関する請願

請願者 岩手県盛岡市内九一〇ノ一岩手県
議会議長 高橋清孝

紹介議員 岩動 道行君

現行制度による小規模保育所を過疎地域対策緊急
措置法による指定地域に限らず設置ができるよう
適用地域の拡大について配慮されたい。

理由

本県は地域が広大で、人口密度が低いため、認可
基準とされている定員六十人以上の保育所を設置
することがきわめて困難な状況にあり、いまだに
保育に欠ける児童が保育所に入所できない状態に
なっている地域が多く、児童福祉の面から憂慮さ
れる。

第五七六九号 昭和四十八年七月十六日受理
老人医療費十割給付に伴う国保財政への助成に関
する請願

請願者 岩手県盛岡市内九一〇ノ一岩手県
議会議長 高橋清孝

紹介議員 岩動 道行君

老人医療費十割給付制度に伴う市町村国保財政圧
迫解消のため、強力な助成策を講ぜられたい。

理由

老人医療費十割給付の制度化に伴う老人受診率の
大幅な上昇は、市町村国保財政を圧迫し、さらに
国保税の大幅増額の因ともなっている。

第四七九九号 昭和四十八年七月十六日受理
看護婦不足対策に関する請願

請願者 東京都渋谷区千駄ヶ谷五ノ三四ノ
三 佐藤博外六名

紹介議員 沓脱タケ子君

看護婦不足はいつそう深刻化し、看護力の低下は
医療の内容低下をまねき、患者の安全すら保障し

得ない状況に至っているから、国民の健康と生命
の安全を確保するため、左記の緊急施策をただち
に実施するよう要請する。

一、看護婦不足対策についての国会決議を国は責
任をもつて実行すること。そのための改善措置
を四十八年度予算にくむこと。

二、国立医療機関についての第二次夜勤制限、増
員計画をくみ、人事院判定を安全に実施するこ
と。

三、労働基準法第六十二条（深夜業）を改正し、
看護婦等の夜間労働を制限すること。

四、医療法施行規則第十九条を改正し、看護婦等
の配置基準を入院患者二人に対し一人、重度看
護を要する場合は一対一に引き上げること。

五、社会保険の基準看護に二対一を新設すると
もに、基準看護加算を大幅に引き上げること。

六、看護婦資格を一本化し、学校教育法にもとづ
く高卒三年以上に統一するとともに准看護婦か
ら看護婦へのみちを拡大すること。民間の養成
施設に対する公費補助を大幅に引き上げること。

七、国立医療機関の地域住民を無視した統廃合
をやめること。国立医療機関における差額徴
収を全廃すること。患者負担の付添いを禁止す
ること。

第四八五七号 昭和四十八年七月十六日受理
「優生保護法の一部改正案」の再提出反対に関する
請願

請願者 佐賀県鳥栖市曾根崎町一、九九八
友清由紀子外四十九名

紹介議員 藤原 道子君

この請願の趣旨は、第一〇二〇号と同じである。

第四八五八号 昭和四十八年七月十六日受理
「優生保護法の一部改正案」の再提出反対に関する
請願

請願者 東京都江東区古石場二ノ一六 原
田真理外三十五名

紹介議員 青島 幸男君

この請願の趣旨は、第一〇二〇号と同じである。

第四九一六号 昭和四十八年七月十六日受理
「優生保護法の一部改正案」の再提出反対に関する
請願

請願者 山形市小白川町二ノ二ノ一三 佐
藤淳子外四十六名

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第一〇二〇号と同じである。

第四九三二号 昭和四十八年七月十六日受理
視力障害の生活と権利の保障に関する請願

請願者 東京都大田区新蒲田一ノ一六ノ五
〇三 箕輪律子外百十名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第二七八五号と同じである。

第四九三三号 昭和四十八年七月十六日受理
「健康保険改悪法案」撤回に関する請願

請願者 京都市北区鷹峰町旧土居町四ノ三
四 山本正一外千三百六十九名

紹介議員 内田 善利君

この請願の趣旨は、第一一三三三号と同じである。

第四九三五号 昭和四十八年七月十六日受理
「健康保険改悪法案」撤回に関する請願

請願者 京都市伏見区桃山町大津町三〇
豊田和子外六百二十名

紹介議員 矢追 秀彦君

この請願の趣旨は、第一一三三三号と同じである。

第四九三六号 昭和四十八年七月十六日受理
健康保険法の改悪反対及び社会保険診療報酬の改
善に関する請願

請願者 大阪市北区金屋町一ノ一 酒井一
雄外三千四百五十五名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第二五五八号と同じである。

八月十日日本委員会に左の案件を付託された。

一、民間における戦災犠牲者遺族に対する援護
法の制定等に関する請願（第四九六三三）（第
五〇三六号）

一、保険診療経理士法制定に関する請願（第四
九六四四）（第五〇四三三）

一、健康保険法の改悪反対及び社会保険診療報
酬の改善に関する請願（第四九七八号）

一、社会保険診療報酬の引上げ、健康保険制度
改善に関する請願（第四九七九号）

一、老後の保障確立に関する請願（第四九八〇
号）

一、失対事業資金、生活保護費等の再引上げ等
に関する請願（第四九八一号）

一、生活できる年金制度の確立等に関する請願
（第五〇一〇号）（第五〇五六号）

一、「健康保険法改正案」反対等に関する請願
（第五〇二二号）

一、保育所事業の振興に関する請願（第五〇二
三三）

一、生活保護法による保護基準の改善に関する
請願（第五〇三五号）

第四九六三三 昭和四十八年七月二十五日受理
民間における戦災犠牲者遺族に対する援護法の制
定等に関する請願

請願者 千葉市都賀一ノ一四ノ四 関口勲
外十九名

紹介議員 長田 裕二君

この請願の趣旨は、第七〇八号と同じである。

第五〇三六号 昭和四十八年七月三十一日受理
民間における戦災犠牲者遺族に対する援護法の制定等に関する請願

請願者 岐阜県養老郡上石津町牧田 内田 哲雄外十九名

紹介議員 古池 信三君

この請願の趣旨は、第七〇八号と同じである。

第四九六四号 昭和四十八年七月二十五日受理
保険診療経理士法制定に関する請願

請願者 大阪市東区糸尾町二ノ四〇 是枝 久米雄外七名

紹介議員 長田 裕二君

この請願の趣旨は、第三七一八号と同じである。

第五〇四三三号 昭和四十八年七月三十一日受理
保険診療経理士法制定に関する請願

請願者 宮崎県児湯郡西米良村大字村所 田爪一旦外八名

紹介議員 温水 三郎君

この請願の趣旨は、第三七一八号と同じである。

第四九七八号 昭和四十八年七月二十六日受理
健康保険法の改悪反対及び社会保険診療報酬の改善に関する請願（二十二通）

請願者 東京都杉並区善福寺二ノ二〇ノ二 三 斎藤光三外二百九名

紹介議員 木島 則夫君

この請願の趣旨は、第二五五八号と同じである。

第四九七九号 昭和四十八年七月二十六日受理
社会保険診療報酬の引上げ、健康保険制度改善に関する請願（二十八通）

請願者 東京都葛飾区立石三ノ五ノ一二共

立診療所内 松島敏子外五十六名

紹介議員 木島 則夫君

この請願の趣旨は、第一九三六号と同じである。

第四九八〇号 昭和四十八年七月二十六日受理
老後の保障確立に関する請願

請願者 東京都足立区中川四ノ一七ノ五 舟津美代子外五十一名

紹介議員 喜屋武眞榮君

この請願の趣旨は、第九三七号と同じである。

第四九八一号 昭和四十八年七月二十六日受理
失対事業資金、生活保護費等の再引上げ等に関する請願（七通）

請願者 北海道白糠郡白糠町共栄 島村正 義外六名

紹介議員 喜屋武眞榮君

この請願の趣旨は、第四一二八号と同じである。

第五〇一〇号 昭和四十八年七月二十七日受理
生活できる年金制度の確立等に関する請願（一通）

請願者 川崎市多摩区岡上二六一 上野和 子外一名

紹介議員 中沢伊登子君

この請願の趣旨は、第七二九号と同じである。

第五〇五六号 昭和四十八年八月一日受理
生活できる年金制度の確立等に関する請願（三通）

請願者 千葉市白旗三ノ一三ノ七 長屋利 男外二名

紹介議員 田淵 哲也君

この請願の趣旨は、第七二九号と同じである。

第五〇二二二号 昭和四十八年七月二十八日受理

「健康保険法改正案」反対等に関する請願

請願者 山形県酒田市住吉町一六ノ一六 藤原進外二千七百七十四名

紹介議員 中沢伊登子君

この請願の趣旨は、第一五八五号と同じである。

第五〇二三三三号 昭和四十八年七月三十日受理
保育所事業の振興に関する請願（二通）

請願者 高知市本町四ノ一ノ三七高知県社 会福祉協議会内高知県保母会内 生玉まさ子外二万七千三百四十九 名

紹介議員 濱田 幸雄君

保育所事業の振興のため、左記事項の実現を図ら ねたい。

一、児童福祉施設の最低基準を改正すること。
二、労働基準法を守る保育措置費を交付するこ と。
三、幼児の完全給食を実施し、それに見合う職員 を配置すること。
四、徴収基準（保育料）を抜本的に改正すること。
五、保育単価の定員払いを実施すること。

第五〇三五五号 昭和四十八年七月三十一日受理
生活保護法による保護基準の改善に関する請願

請願者 札幌市中央区北三条西五丁目北海 道議会議員 高橋賢一

紹介議員 河川 陽一君

生活保護法による保護基準のうち、生活扶助基準 は、被保護者の生活水準の向上を図るため、本年 度十四パーセントの引上げをみたところである が、四月以降における消費者物価のうち、生活必 需品等の高騰が著しく、保護世帯の家計に及ぼす 影響がとくに大きいので、これらの事情を勘案の 上、保護基準改定の措置がすみやかに講ぜられる よう、強く要望する。

八月二十三日日本委員会に左の案件を付託された。
（予備審査のための付託は七月十七日）

一、覚せい剤取締法の一部を改正する法律案
（衆）

覚せい剤取締法の一部を改正する法律案
覚せい剤取締法の一部を改正する法律

覚せい剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十 二号）の一部を次のように改正する。
目次中「第三十条の十四」を「第三十条の十七」 に改める。

第二条中第八項を第十項とし、第七項を第九項 とし、第六項を第八項とし、第五項の次に次の二 項を加える。

6 この法律で「覚せい剤原料輸入業者」とは、 覚せい剤原料を輸入することを業とすることが でき、又は業務のため覚せい剤原料を輸入する ことができるものとして、この法律の規定によ り指定を受けた者をいう。

7 この法律で「覚せい剤原料輸出業者」とは、 覚せい剤原料を輸出することを業とすることが できるものとして、この法律の規定により指定 を受けた者をいう。

第二十六条を次のように改める。

第二十六条 削除

第三十条の二各号列記以外の部分中「覚せい剤 原料製造業者の指定は」を「覚せい剤原料輸入業 業者若しくは覚せい剤原料輸出業者又は覚せい剤原料 製造業者の指定は業務所又は」に改め、同条第三 号を同条第五号とし、同条第二号中「覚せい剤原 料取扱者については」を「覚せい剤原料取扱者につ いては、薬局開設者、医薬品製造業者、医薬品 販売業者その他」に改め、同条を同条第四号とし、 同条第一号中「覚せい剤原料製造業者については、 医薬品製造業者その他」に改め、同条を同条第三号と し、同条の前に次の二号を加える。

一 覚せい剤原料輸入業者については、医薬品

第三十条の第三第一項中「覚せい剤原料製造業者」を「覚せい剤原料輸入業者、覚せい剤原料輸出業者、覚せい剤原料製造業者」に、「覚せい剤原料製造業者について」を「覚せい剤原料輸入業者、覚せい剤原料輸出業者又は覚せい剤原料製造業者について」に改め、同条第二項中「覚せい剤原料製造業者」を「覚せい剤原料輸入業者、覚せい剤原料輸出業者、覚せい剤原料製造業者」に改める。

第三十条の四第一項中「覚せい剤原料製造業者が」を「覚せい剤原料輸入業者がその業務所における覚せい剤原料輸出業者がその業務所における覚せい剤原料の輸出の業務を廃止したとき、覚せい剤原料製造業者が」に「覚せい剤原料製造業者にあつては当該製造所」を「覚せい剤原料輸入業者若しくは覚せい剤原料輸出業者又は覚せい剤原料製造業者にあつては当該業務所又は製造所」に改め、同条第二項中「覚せい剤原料製造業者」を「覚せい剤原料輸入業者、覚せい剤原料輸出業者、覚せい剤原料製造業者」に改める。

第三十条の五前段中「覚せい剤原料製造業者」を「覚せい剤原料輸入業者、覚せい剤原料輸出業

第三十条の六を次のように改める。
(輸入及び輸出の制限及び禁止)
第三十条の六 覚せい剤原料輸入業者が、厚生省令の定めるところにより厚生大臣の許可を受けて、その業務のため覚せい剤原料を輸入する場合のほかは、何人も、覚せい剤原料を輸入してはならない。

2 覚せい剤原料輸出業者が、厚生省令の定めるところにより厚生大臣の許可を受けて、その業

務のため覺せい剤原料を輸出する場合のほかは、何人も、覺せい剤原料を輸出してはならない。第三十条の七中第十一條を第十三號とし、第七號から第十號までを二號ずつ繰り下げ、同條第六號中「薬局」を「薬局、病院若しくは診療所」に改め、同號を同條第八號とし、同號の前に次の一號を加える。

七、 薬局開設者が医師、齒科医師又は獸医師の処方せんにより薬剤師が調劑した医薬品である覺せい剤原料及び当該調劑のために使用する医薬品である覺せい剤原料を所持する場合

第三十条の七第五號を削り、同條第四號中「薬

り薬局開設の許可を受けている者（以下「薬局開

- 一 覚せい剤原料輸入業者がその業務のため覚せい剤原料を所持する場合
- 二 覚せい剤原料輸出業者がその業務のため覚せい剤原料を所持する場合
- 第三十条の八第一号中「覚せい剤原料製造業者、覚せい剤製造業者又は医薬品製造業者」を「覚せい剤原料製造業者又は覚せい剤製造業者」に改める。

第三十條の九第三号中「薬局開設者」を「薬局開設者又は病院若しくは診療所の開設者」に改め、同条第四号中「第三十條の六（輸入及び輸出の制限及び禁止）第一項各号に規定する者又は同条第二項に規定する者が、同条に規定する」を「覚せい剤原料輸入業者又は覚せい剤原料輸出業者が、第三十條の六（輸入及び輸出の制限及び禁止）第一項又は第二項の規定による」に改める。

第三十條の十四第一項前段中「覚せい剤原料製造業者」を「覚せい剤原料輸入業者、覚せい剤原料

料輸出業者、覚せい剤原料製造業者」に改め、同項後段中「覚せい剤製造業者」を「覚せい剤製造業者」を「覚せい剤原料製造業者」を、「覚せい剤原料輸入業者であつた者」に、「覚せい剤原料製造業者」を「覚せい剤原料製造業者」を、「覚せい剤原料輸入業者であつた者、覚せい剤原料製造業者であつた者」に改め、「準用する第六条」と、の下に「覚せい剤製造業者」とあるのは「覚せい剤原料業者」とあるのを「覚せい剤原料輸入業者、覚せい剤原料製造業者、覚せい剤原料製造業者」と、を加え、同条第二項中「第二十六條及び」を削り、「違法の覚せい剤の処分等」を「国庫に帰属した覚せい剤の処分」に改め、同条を第三十條の十六とし、第五章の二中間條の次に次の一條を加える。

(帳簿)

二 第三十条の十四（事故の届出）の規定により届出をした覚えい剂原料の品名及び数量

2. 前項に規定する者は、同項の帳簿を最終の記入をした日から二年間保存しなければならぬ。

第三十条の十三第一項各号列記以外の部分中「第五号」を「第七号」に、「三十日以内」に、その

所有し又は所持する覚せい剤原料について、譲渡、廃棄その他の必要な処分をしなければならない。ただし、譲渡は、第三十条の七第一号から第四号までに規定する者への譲渡に限る。」を「十五日以内に、同条第一号から第三号までに規定する者にあつては当該覚せい剤原料の保管場所の所在地の都道府県知事に当該事由が生じた際の者が所有し、又は所持していた覚せい剤原料の品名及び数量を報告しなければならない。」に改め、同項第一号中「覚せい剤原料製造業者」を「覚せい剤

原料輸入業者、覚せい剤原料輸出業者、覚せい剤原料製造業者」に改め、同項第二号中「医薬品製造業者、医薬品輸入販売業者又は医薬品販売業者がその業務」を「がその薬局」に改め、同条第四項中「第一項及び第二項」を「第二項及び第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に、「第一項の規定」を「第二項又は第三項の規定」に、「同項又は前項」を「前三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「中譲渡及び処分に関する規定は、前項」を「の規定は、第一項」に、「同項」を「前三項」に、「譲渡」を「報告及び譲渡」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加え、同条を第三十条の十五とする。

2 前項の場合において、当該報告をしなければならぬ者は、同項各号に掲げる事由が生じた日から三十日以内に、その所有し、又は所持する覚せい剤原料を第三十条の七第一号から第七号までに規定する者に譲り渡し、かつ、譲り渡した覚せい剤原料の品名及び数量並びに譲受人の氏名（法人にあつてはその名称）及び住所を、前項に規定する区分に従ひ、都道府県知事を経て厚生大臣に又は都道府県知事に、報告しなければならぬ。

3 前項に規定する者が同項の期間内に当該覚せい剤原料を譲り渡すことができなかった場合には、その者は、すみやかに当該職員の手を求め、その指示を受けて当該覚せい剤原料につき廃棄その他の処分をしなければならない。

第三十条の十二中「第五号まで」を「第七号まで」、「及び第五号」を「から第三号まで」に改め、同条を第三十条の十四とし、同条の前に次の一条を加える。

（廃棄）

第三十条の十三 第三十条の七（所持の禁止）第一号から第七号までに規定する者は、その所有する覚せい剤原料を廃棄しようとするときは、当該覚せい剤原料の保管場所の所在地の都道府県知事に届け出て当該職員の立会の下に行なわなければならない。

第三十条の十一各号列記以外の部分中「第五号」を「第七号」に、「次条」を「第三十条の十四」に改め、同条第一号中「覚せい剤原料製造業者、覚せい剤製造業者又は医薬品製造業者」を「覚せい剤原料輸入業者、覚せい剤原料輸出業者、覚せい剤原料製造業者又は覚せい剤製造業者」に、「その製造所」を「その業務所若しくは製造所」に改め、同条中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、第八号を削り、同条に次の一項を加え、同条を第三十条の十二とする。

2 前項の保管は、かぎをかけた場所において行なわなければならない。

第三十条の十第一号中「第一号から第三号」を

「第三号から第五号」に改め、同条第二号中「第六号に規定する者」を「第八号に規定する者」が、その業務のため」に改め、同条第三号中「薬局開設者」を「薬局開設者又は病院若しくは診療所の開設者」に改め、同条を第三十条の十一とし、同条の前に次の一条を加える。

（譲渡証及び譲受証）

第三十条の十 覚せい剤原料を譲り渡し、又は譲り受ける場合（前条第三号及び第四号の場合を除く。）には、譲渡人は厚生省令で定める様式により作成した譲渡証に、譲受人は厚生省令で定める様式により作成した譲受証に、それぞれ必要な事項を記載し、かつ、印をしておて相手方に交付しなければならない。

2 前項の規定により譲渡証又は譲受証の交付を受けた者は、譲受け又は譲渡の日から二年間、これを保存しなければならない。

第三十一条中「第五号」を「第七号」に改める。

第三十二条第二項中「第三十条の十一」を「第三十条の十二」に、「第五号」を「第七号」に改める。

第三十三条第一項中「指定失効の際に所有していた覚せい剤の処分」の下に、「第三十条の十三（廃棄）、第三十条の十五第三項（指定失効等の際に所有していた覚せい剤原料の処分）を加え、同条第三項中「覚せい剤の処分」を「覚せい剤の処分若しくは第三十条の十三若しくは第三十条の十五第三項の指定による覚せい剤原料の処分」に改める。

第三十四条中「覚せい剤製造業者又は覚せい剤原料製造業者」を「覚せい剤製造業者又は覚せい剤原料輸入業者、覚せい剤原料輸出業者若しくは覚せい剤原料製造業者」に改める。

第三十八条第一項中「左の」を「次の」に、「当該各号に」を「当該各号の申請に対する審査に要する実費を勘案して政令で」に改め、「二千元」、「五百円」、「三百円」、「千円」及び「百円」を削り、第七号を第九号とし、第四号から第六号までを二号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の二号を加える。

四 覚せい剤原料輸入業者の指定の申請をする者

五 覚せい剤原料輸出業者の指定の申請をする者

第三十八条第二項中「第四号の」を「第四号から第六号までに掲げる者が納める」に、「第七号中覚せい剤製造業者又は覚せい剤原料製造業者の指定の再交付を申請する者の」を「第九号中覚せい剤製造業者、覚せい剤原料輸入業者、覚せい剤原料輸出業者又は覚せい剤原料製造業者の指定の再交付を申請する者が納める」に改める。

第四十一条第一項中「左の」を「次の」に、「五年以下の懲役又は十万元以下の罰金」を「一年以上の有期懲役」に改め、第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号及び第五号を削り、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2 営利の目的で前項の違反行為をした者は、無期若しくは三年以上の懲役に処し、又は情状により無期若しくは三年以上の懲役及び五百万円以下の罰金に処する。

3 前二項の未遂罪は、罰する。

第四十一条の五中「前四条」を「前五条」に改め、同条を第四十一条の六とし、第四十一条の二から第四十一条の四までを次のように改める。

第四十一条の二 次の各号の一に該当する者は、十年以下の懲役に処する。

一 第十四条第一項（所持の禁止）の規定に違反した者

二 第十七条第一項から第三項まで（譲渡及び譲受の制限及び禁止）の規定に違反した者

三 第十九条（使用の禁止）の規定に違反した者

四 第二十条第二項又は第三項（他人の診療以外の目的とする施用等の制限又は中毒の緩和若しくは治療のための施用等の制限）の規定に違反した者

五 第三十条の六（輸入及び輸出の制限及び禁止）の規定に違反した者

六 第三十条の八（製造の禁止）の規定に違反した者

2 営利の目的で前項の違反行為をした者は、一年以上の有期懲役に処し、又は情状により一年以上の有期懲役及び三百万円以下の罰金に処する。

3 第一項第二号から第六号までに係る部分に限る。）の未遂罪は、罰する。

第四十一条の三 次の各号の一に該当する者は、七年以下の懲役に処する。

一 第二十条第一項（管理外覚せい剤の施用等の制限）の規定に違反した者

二 第二十条第五項（覚せい剤研究者についての施用等の制限）の規定に違反した者

三 第三十条の七（所持の禁止）の規定に違反した者

四 第三十条の九（譲渡及び譲受の制限及び禁止）の規定に違反した者

五 第三十条の十一（使用禁止）の規定に違反した者

2 営利の目的で前項第三号から第五号までの違反行為をした者は、十年以下の懲役に処し、又は情状により十年以下の懲役及び百万円以下の罰金に処する。

3 第一項第四号及び第五号並びに前項（第一項第四号及び第五号に係る部分に限る。）の未遂罪は、罰する。

第四十一条の四 次の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役若しくは二十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第八条第一項（指定の取消及び業務等の停止）の規定による業務又は研究の停止の命令に違反した者

二 第十五条第三項（製造の制限）の規定に違反した者

三 第三十条の三第一項（指定の取消及び業務等の停止）の規定による業務又は研究の停止の命令に違反した者

2 前項第二号の未遂罪は、罰する。

第四十一条の五 第四十一条第一項若しくは第二項又は第四十一条の二第二項第五号若しくは第六号若しくは第二項(同条第一項第五号又は第六号に係る部分に限る。)の罪を犯す目的でその予備をした者は、五年以下の懲役に処する。

第四十一条の六 次の二条を加える。
第四十一条の七 情を知つて、第四十一条第一項若しくは第二項又は第四十一条の二第二項第五号若しくは第六号若しくは第二項(同条第一項第五号又は第六号に係る部分に限る。)の違反行為に要する資金、土地、建物、艦船、航空機、機械又は器具を提供した者は、五年以下の懲役に処する。

第四十一条の八 第十七条又は第三十条の九(譲渡及び譲受の制限及び禁止)の規定により禁止される覚せい剤又は覚せい剤原料の譲渡と譲受けとの周旋をした者は、三年以下の懲役に処する。

第四十二条第一項中「左の」を「次の」に、「又は三万円以下の罰金に処する」を「若しくは五万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する」に改め、同項第十号中「又は」を「若しくは」に、「の規定に違反した者」を「の規定又は同条第三項に關する第三十六条第二項(国又は地方公共団体の開設する覚せい剤施用機関における処分義務者の変更)の規定に違反した者」に改め、同項第十七号中「第三十条の十三第一項(指定の失効等の場合の措置義務)」を「第三十条の十五第三項(指定失効等の場合に所有し又は所持していた覚せい剤原料の廃棄その他の処分)」に、「同条第二項」を「同条第四項」に、「指定の失効の場合の措置義務」を「死亡又は解散の場合における処分義務の転移」に改め、同号を同項第二十号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十一 第三十条の十七第一項(帳簿の備付け及び記入)の規定による帳簿の備付けをせず、又は帳簿の記入をせず、若しくは虚偽の記入をした者

第四十二条第一項第十六号中「第三十条の十二」を「第三十条の十四」に改め、同号を同項第十八号とし、同号の次に次の一号を加える。

十九 第三十条の十五第一項(指定失効等の場合に所有し又は所持していた覚せい剤原料の品名及び数量の報告)若しくは第二項(指定失効等の場合に所有し又は所持していた覚せい剤原料の譲渡及びその報告)又は同条第四項において準用する第二十四条第四項(死亡又は解散の場合における報告義務の転移)の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
第四十二条第一項第十五号中「第三十条の十一」を「第三十条の十二」に改め、同号を同項第十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

十七 第三十条の十三(廃棄)の規定に違反した者
第四十二条第一項第十四号の次に次の一号を加える。

十五 第三十条の十第一項(譲渡証及び譲受証の交付)の規定に違反して譲渡証若しくは譲受証を交付せず、又はこれに虚偽の記載をした者
第四十二条第二項を削り、同条の次に次の一条を加える。

第四十二条の二 次の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。
一 第九条(業務の廃止等の届出)又は同条第二項に關する第三十六条第一項(国又は地方公共団体の開設する覚せい剤施用機関における届出等の義務者の変更)の規定に違反した者

二 第十八条第二項(譲渡証及び譲受証の保存)の規定に違反した者
三 第二十八条第二項(帳簿の保存)の規定に違反した者
四 第三十条の四(業務の廃止等の届出)の規定に違反した者

五 第三十条の十第二項(譲渡証及び譲受証の保存)の規定に違反した者

六 第三十条の十七第二項(帳簿の保存)の規定に違反した者
七 第三十一条(報告の徴収)の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

八 第三十一条第一項又は第二項(立入検査、収去及び質問)の規定による立入検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に對して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
第四十三条中「左の」を「次の」に、「一万円」を「三万円」に改め、第一号を削り、同条第二号中「第三十六条第一項」の下に「(国又は地方公共団体の開設する覚せい剤施用機関における届出等の義務者の変更)」を加え、同号を同条第一号とし、同条第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を削り、第六号を第四号とし、第七号及び第八号を削り、第九号を第五号とし、第十号を第六号とし、第十一号を第七号とし、第十二号及び第十三号を削る。

第四十四条を次のように改める。
第四十四条 削除
第四十五条中「第四十一条から第四十一条の四まで及び第四十二条」を「第四十一条第二項若しくは第三項、第四十一条の二第二項若しくは第三項、第四十一条の三第二項若しくは第三項、第四十一条の四、第四十二条又は第四十二条の二」に改める。

別表第一号ただし書中「薬事法第十二条第一項(製造業の許可)又は第二十二條第一項(輸入販売業の許可)の規定により医薬品の製造業又は輸入販売業の許可を受けている者が、その業務のため、製造し、又は輸入した医薬品であつて、」を削り、「五〇%」を「一〇%」に改め、同表第三号ただし書中「薬事法第十二条第一項又は第二十二條第一項の規定により医薬品の製造業又は輸入販売業の許可を受けている者が、その業務のため、製造し、又は輸入した医薬品であつて、」を削り、「一五〇%」を「一〇%」に改める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行の際、現に、覚せい剤原料を製造することを業とし、若しくは業務のため覚せい剤原料を製造している者又は覚せい剤原料を譲り渡すことを業とし、若しくは業務のため覚せい剤原料を使用している者(改正前の覚せい剤取締法(以下「旧法」という。)の規定により当該行為をすることができた者に限る。)であつて、この法律の施行後においては、改正後の覚せい剤取締法(以下「新法」という。)第三十条の二に規定する指定を受けた後でなければ当該行為をすることができないものについては、この法律の施行の日から三十日間、それぞれ、同条の規定による覚せい剤原料製造業者又は覚せい剤原料取扱者の指定を受けた者とみなして、新法の規定を適用する。その者がその期間内に当該指定の申請をしていない場合において、その期間を経過したときは、その申請について指定をすることがどうかの処分があるまでの間も、同様とする。

3 前項の規定により覚せい剤原料製造業者又は覚せい剤原料取扱者の指定を受けた者とみなされた者(同項前段の期間内に覚せい剤原料製造業者又は覚せい剤原料取扱者の指定の申請をしていない者であつて当該指定を受けたものを除く。)については、同項前段の期間が経過した場合(同項後段の場合において、当該期間が経過した後当該申請に對する拒否の処分があつたとき又は、その処分があつた場合)に新法第三十条の一五第一項第一号に規定する事由が生じたものとみなし、同条の規定(これに係る罰則の規定を含む。)を適用する。

4 この法律の施行の際、現に、旧法第三十条の六第一項第一号又は第二号に規定する覚せい剤原料の輸入の許可を受けている者は、当該許可に係る覚せい剤原料の輸入、所持、譲渡又は譲

受けについては、当該輸入の日から六十日間、新法第三十条の六第一項の規定により覚せい剤原料の輸入の許可を受けた覚せい剤原料輸入業者とみなして、新法の規定を適用する。

5 この法律の施行の際現に旧法第三十条の六第二項に規定する覚せい剤原料の輸出の許可を受けている者は、当該許可に係る覚せい剤原料の輸出、所持、譲渡又は譲受けについては、この法律の施行の日から三十日間、新法第三十条の六第二項に規定する許可を受けた覚せい剤原料輸出業者とみなして、新法の規定を適用する。

6 新法第三十条の一五の規定は、この法律の施行の日以後に同条第一項各号に掲げる事由に該当する者について適用し、同日前に旧法第三十条の十三第一項各号に掲げる事由に該当した者については、同条の規定の例による。

7 この法律の施行前にした行為及び前項の規定により旧法第三十条の十三の規定の例によることとされるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

8 厚生省設置法（昭和二十四年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

第五條第四十八号中「覚せい剤製造業者」の下に「覚せい剤原料輸入業者、覚せい剤原料輸出業者」を加える。

八月二十四日本委員会に左の案件を付託された。

一、労働災害、職業病防止対策の強化拡充に関する請願（第五一〇三号）

一、保育所事業の振興に関する請願（第五一〇八号）

一、民間における戦災犠牲者遺族に対する援護法の制定等に関する請願（第五一一一号）

一、保険診療経理士法制定に関する請願（第五一二四号）

第五一〇三号 昭和四十八年八月十日受理

労働災害、職業病防止対策の強化拡充に関する請願

請願者 札幌市中央区北三条西五丁目北海

道議會議長 高橋賢一

紹介議員 河口 陽一君

最近、北海道においても、重化学工業、製造工業を中心とする第二次産業が著しく成長を遂げているが、これら、産業経済の発展過程において、労働災害、職業病の発生に新傾向がみられ、その発生率は全国的にみても高い数値を示している現状であるから、本道の労働災害、職業病の防止と、被災者に対する迅速、かつ、適切な治療並びに職場復帰を促進するため、左記事項の早期実現をはかられたい。

一、第二次産業の集積度を高めている胆振支庁管内の白老町に労災病院を設置すること。

二、既に設置されている労災病院に、健診センターを付設すること。

三、道内温泉地に、保養とリハビリテーションを含めた大型の休養所を設置すること

第五一〇八号 昭和四十八年八月十日受理

保育所事業の振興に関する請願（二通）

請願者 高知市本町四ノノ三七高知県社会福祉協議会内高知県保育所経営管理協議会内 水口政広外二万九千三百九十一名

紹介議員 塩見 俊二君

この請願の趣旨は、第五〇二三号と同じである。

第五一一一号 昭和四十八年八月十日受理

民間における戦災犠牲者遺族に対する援護法の制定等に関する請願（二通）

請願者 名古屋市瑞穂区下山町一ノ二一 岩脇英爾外二十一名

紹介議員 中沢伊登子君

この請願の趣旨は、第七〇八号と同じである。

第五一二四号 昭和四十八年八月十日受理

保険診療経理士法制定に関する請願

請願者 大阪府寝屋川市末広町一八ノ七 中井アヤ子外五名

紹介議員 迫水 久常君

この請願の趣旨は、第三七一八号と同じである。

第十一号中正誤

ベシ	段行	誤	正
三	二から	事業団	事業団へ
三	二七	検診	健診
三	二	B ₁ ・B ₂	B ₁ ・B ₂
四	一	いる	いて

昭和四十八年九月六日印刷

昭和四十八年九月七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局